

# 一般競争入札公告

下記のとおり一般競争入札をおこないますので、長野県住宅供給公社の契約に関する要綱第5条の規定により公告します。

令和8年6月29日

長野県住宅供給公社

理事長 新田 恭士

記

## 1 工事の概要及び発注担当部（所）

- |              |  |
|--------------|--|
| (1) 工事名      | 令和8年度 県営住宅（上田）緑が丘団地M1棟バスリフォーム工事  |
| (2) 工事箇所     | 上田市緑が丘   |
| (3) 工事内容     | ①ユニットバスの設置<br>②ガス給湯器による3箇所給湯化<br>③手すり設置<br>④非常ブザー付きインターホン設置<br>⑤便所コンセントの設置<br>⑥その他附帯工事 |
| (4) 工事期間     | 120日   |
| (5) 発注担当部（所） | 長野県住宅供給公社 事業部 建築課<br>電話 026-227-4322   |

※公社では、多様な働き方を推進しています。詳細については、現場説明書「多様な働き方」をご覧ください。

## 2 一般競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を満たしている者で、長野県住宅供給公社（以下「公社」という。）の資格の確認を受けられる者であること。

### (1) 参加資格要件

①	地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。	
②	建設業法（昭和24年法律第100号）第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。	
③	長野県建設工事入札参加資格を有する者であること。	
④	長野県が定めた「建設工事等入札参加資格者に係る参加停止要領」に基づく参加停止の措置を受けていないこと。	
⑤	経営事項審査を受けている者であること。	
⑥	建設業区分要件	なし
⑦	業種	建築一式工事
⑧	資格総合数値	821点以上
⑨	同種工事の実績又は専門性の有無に関する要件	なし
⑩	営業所の所在地に関する要件	長野県内に本店を有する者
⑪	その他	

## 3 競争参加資格等の確認手続き

(1) 本競争入札の参加希望者は、(3)に掲げる期間に一般競争参加資格確認申請書及び資料（以下「申請書等という。）を期限までに提出し、公社の一般競争参加資格等の確認を受けなければならない。

(2) 申請書等の提出は次のとおりとする。

### ア 申請書等

1. 一般競争参加資格等確認申請書（様式1）

2. 施工実績（令和6年度、7年度）（様式2）

元請又は下請、共同企業体の実績として記載した工事の契約書、（共同企業体の場合は協定書の写しも含む）又は既に契約書を処分したものについては、実績を有することを証するその他の書類の写しを添付すること。

3. 配置予定技術者の資格・経験（様式3）

4. 建設工事入札参加資格の通知等の写し

※申請時から入札日までの間に資格総合数値が更新された場合は、入札日時点の資格総合数値を基準として確認を行うため、資格確認結果通知後であっても入札参加資格を取り消す場合がある。

5. 経営事項審査の結果通知書の写し

当該入札に係る契約予定日の1年7ヶ月前の日の直後の営業年度終了の日の「経営記簿等評価結果通知書」又は「総合評定値通知書」の写しを添付すること。

6. 郵便封筒（確認結果通知返送用）

あて先を記入し、返送用切手を貼付すること。

イ 申請書等は持参又は郵送により受け付ける。

ウ 提出部数は、正本1部とする。

(3) 申請書等の受付は、次のとおりとする。

なお、申請書等の記載内容についてのヒヤリングは行わない。

ア 受付日時は、土曜日、日曜日、祝日を除く次の期間とする。

受付期間 令和8年7月8日 から 令和8年7月13日 まで

受付時間 午前9時から午後4時まで

イ 受付場所は次による発注担当部（所）とする。

窓口受付 長野県住宅供給公社 事業部 建築課 電話 026-227-4322

長野県住宅供給公社 松本事務所 電話 0263-47-0240

郵送受付（受付期間内必着）

380-0836

長野市大字南長野南県町 1003-1

長野県住宅供給公社 事業部 建築課

(4) その他

ア 申請書等の作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された申請書等は、提出者に無断で一般競争入札参加資格等の確認以外の目的に使用しない。

ウ 提出された申請書等は返却しないものとする。

エ 申請に関する問合せ先は、発注担当部（所）とする。

#### 4 確認結果の通知

(1) 確認結果は、令和8年7月17日付け郵送で申請者に通知する。

(2) 都合により、(1)の通知予定日を変更する場合は、その旨を申請者に連絡する。

#### 5 一般競争入札参加資格等がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格等がないと認められた者は、公社に対してその理由の説明を求めることができる。

(2) (1)の説明を求める場合には、書面により次のとおり受け付けるものとする。

ア 本書面は、4(1)の確認結果通知日の翌日から7日以内に提出するものとする。

イ 受付場所は、発注担当部（所）とする。

ウ 書面は持参又は郵送によるものとする。

(3) 発注担当部（所）は説明を求められた者に対し、入札日の前日までに書面により回答するものとする。

#### 6 入札及び開札執行の日時及び場所

(1) 入札及び開札の日時及び場所は次のとおりとする。

ア 入札日時 令和8年7月28日 14時00分

イ 入札場所 上田市材木町1-2-6

上田合同庁舎 南棟2階会議室

(2) 開札は入札終了後、入札会場で行う。

(3) 留意事項

ア 一般競争入札参加資格等があることが確認された旨の通知書（4で通知した書面）の写しを、入札時に持参すること。

- イ 工事費内訳書（表紙（代表者印を押印したもの）及び本工事費内訳書、工事明細表に単価、金額を記載）1部を入札時に提出すること。なお、工事費内訳書には、令和7年12月12日付けの「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正に基づき、材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、安全衛生経費及び建設業退職金共済契約に係る掛金を記載するものとする。
- ウ 本工事は労務費ダンピング調査の対象工事とする。工事費内訳書に記載した直接工事費が一定水準を下回った場合、開札後速やかにその理由の確認を行う。
  - ア 理由の確認方法：書面又は対面によるヒアリング
  - イ その他：書面の様式やヒアリング日時等については別途連絡する。書面の提出を行わない場合や、ヒアリングに応じない場合など、理由を回答しない場合には、入札に関する条件に違反したとして無効とする場合がある。
- エ 入札に関する権限を代理人に委任しようとするときは、入札に際して委任状を提出すること。

## 7 設計図書等

- (1) 設計書（金抜き）・設計図面・各種計算書、共通仕様書・特記仕様書、現場説明書・条件明示書等（以下「設計図書等」という。）は本公告に併せて受付終了日まで掲示する。
- (2) 設計図書等に対する質問がある場合には、質問書（様式4）により次のとおり受け付けるものとする。
  - ア 本書面は4の(1)の確認結果通知日の翌日から7日以内に提出することとする。
  - イ 受付場所は、発注担当部（所）とする。
  - ウ 書面は持参又は郵送によるものとする。
- (3) (2)の質問に対する回答は、入札参加資格者全員に回答するものとする。

## 8 入札の執行

- (1) 入札は、本人又は代理人が出席して行うものとする。
- (2) 入札日において、本公告に示した入札に参加するものに必要な資格を満たしている者以外の者の入札は認めない。
- (3) この公告に示す入札日時に遅刻した者は、入札に参加できない。
- (4) 落札価格の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（単価をもって入札する場合を除き当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）で落札決定とするので、課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
なお、「契約希望金額」とは、消費税額等又は仕入れに係る消費税額等相当額を含む金額をいう。（以下同じ。）
- (5) 一度提出した入札書を書き換え、引き換え又は撤回することはできない。
- (6) 入札回数は、2回を限度とする。なお、第2回の入札で落札者がいない場合は、第2回の入札における最低入札金額の者と随意契約とするものとし、この場合の見積回数は2回を限度とする。
- (7) 落札とすべき同額の入札をした者が2人以上いるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札者はくじを辞退することはできない。
- (8) 入札に参加する資格があると確認された者は、入札執行の完了に至るまでは、(7)のくじ引きの場合を除きいつでも、入札を辞退することができる。

## 9 低入札価格調査制度の適用

本入札においては、一般競争入札に係る低入札価格調査制度事務処理要領による調査基準価格等を設定している。

（低入札価格調査対象者となった場合、あらかじめ辞退する意向のある者は、調査事前辞退届（同要領 様式7）を入札時に提出すること。）

## 10 落札決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、公社が、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者の当該入札価格によってはその者により当該工事の履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格以下をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とするものとする。

## 11 入札保証金

入札保証金を必要とする。

入札参加者は、入札執行前に見積もった総額（消費税及び地方消費税を含む金額）の100分の5（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額）の入札保証金を納付しなければならない。

なお、国債、地方債その他の公社が確実と認める担保の提供をもって、入札保証金の納付に代えることができる。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、これを納めないことができる。

- (1) 入札参加者が保険会社との間に、公社を被保険者とする入札保証契約を締結し、当該保証保険契約書を、公社に提出して確認を得たとき。
  - (2) 入札参加者が過去2年間に、国、都道府県又は市町村、公社公団と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行した、実績を有する者で、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと公社が認めたとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、前号に準ずるものであって、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと公社が認めたとき。
- 2 入札保証金の全部又は一部の納付を免除された落札者が契約を締結しないときは、納付させないこととした金額（落札決定額の100分の5（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切上げた額））に相当する金額を徴収する。
  - 3 開札を行い、落札者とならなかったとき又は返還する事由が生じたときは、入札保証金等を還付する。ただし、落札者が納付した入札保証金等は、契約の締結後に還付し、又は契約保証金の納付に振り替えることができるものとする。
  - 4 入札参加者は、入札保証金等の還付を受ける場合で、現金により納付を行った場合は、入札保証金還付請求書を提出するものとし、公社は、入札参加者から適法な請求書を受領したときはその日から14日以内に入札保証金を還付する。
  - 5 入札保証金等の納付は次のとおりとする。
    - (1) 現金による納付する場合は、公社が発行する納付書により長野県の指定金融機関、指定代理金融機関、又は収納代理金融機関で納付し、領収書を提出すること。
    - (2) 入札保証金に代わる担保を提供する場合は、当該証券、手形、小切手又は保証書を提出すること。なお、記名証券であるときは、売却承諾書及び委任状を添付すること。また、手形に金融機関の保証が必要であるときは、当該保証書を添付すること。
  - 6 入札保証金には、利子を付さないものとする。

## 12 契約書（案）及び入札心得並びに各要領の閲覧

公社は、契約書（案）及び別に定める「競争入札心得」（以下「入札心得」という。）並びに「一般競争入札に係る低入札価格調査制度事務処理要領」、「長野県住宅供給公社の公営住宅等管理業務に係る公共工事の前金払に関する取扱要領」を公社ホームページに掲示する。

## 13 契約の時期

本件契約については、10により落札者が決定した日の翌日から起算して7日以内（休日を含む。ただし、7日目が休日の場合は休日明けまで。）に契約しなければならない。

## 14 支払条件等

支払い条件は次によるものとする。

- (1) 請負代金額が500万円以上の建設工事については、請負代金額の4割の範囲で前払い金を請求することができる。
- (2) 部分払いを請求することができる回数は、次のとおりとする。

ア	50万円以上500万円未満	1回
イ	500万円以上1,000万円未満	2回
ウ	1,000万円以上3,000万円未満	3回
エ	3,000万円以上5,000万円未満	4回
オ	5,000万円以上1億円未満	5回
カ	1億円以上 契約金額から5,000万円を減じた額を5,000万円を除して得た数の整数部分に5を加えた回数	

## 15 契約保証金の納付

落札者は、契約と同時に建設工事請負契約書（案）第4条の規定による保証を付さなければならない。ただし、当初の契約金額が、100万円未満の工事については、入札心得第13(A)第2項第1号の規定により契約保証金の納付を免除する。また、当初の契約金額が500万円未満の工事において、入札心得第13(A)第2項第2号の規定に該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

## 16 火災保険等付保の要否

- (1) 落札者は工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。）等を火災保険等、建設工事保険その他保険（これに準ずるものを含む。）に付さなければならない。
- (2) 前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに公社に提示しなければならない。
- (3) 工事目的物及び工事材料等を(1)の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を公社に通知しなければならない。

## 17 入札書の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

- (1) 公告に示した一般競争入札に参加する者に必要な資格のない者の入札した入札書
- (2) 虚偽の申請を行った者の入札した入札書
- (3) 参加資格があると確認された者であって、確認後、参加又は指名停止の措置を受け、入札時点において参加又は指名停止中である者等入札時点において、2(1)の要件を欠いた者の入札した入札書
- (4) 入札保証金の納付義務を履行していない者の入札した入札書
- (5) 同一人がした2通以上の入札書
- (6) 入札参加者が協定して入札した入札書
- (7) 金額を訂正し、訂正印のない入札書
- (8) 入札参加本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のない又は判然としない入札書
- (9) 代理人が入札する場合は、法人の名称又は商号及び代表者の氏名（個人の場合は、本人（委任者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書
- (10) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
- (11) 工事費内訳書の提出を求めた工事において、工事費内訳書を提出しない者が入札した入札書、又は未記入などの不備がある工事費内訳書を提出した者が入札した入札書
- (12) 上記(1)から(11)に掲げるもののほか、現場説明（現場説明書）及び入札心得において示した入札条件に違反して入札した入札書

## 18 その他

- (1) 入札参加者は、入札心得を遵守しなければならない。
- (2) 入札参加者は、契約書（案）を十分了知すること。
- (3) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等関係法令等に違反する行為を行ってはならない。
- (4) 本公告に係る「申請書」「資料」「工事費内訳書」「入札書」等は、日本語で記載しなければならない。
- (5) 本手続きにおいて使用する通貨は日本国通貨に限る。
- (6) その他詳細については、発注担当部（所）に照会のこと。

様式1

# 一般競争参加資格等確認申請書

令和 年 月 日

長野県住宅供給公社  
理事長 新田 恭士 様

申請者 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名 ㊞  
(権限を有する営業所長等が提出  
する場合は当該所長の氏名)  
担当者氏名 ㊞  
電話番号  
FAX番号

下記により公告のあった工事に係る一般競争入札に参加する資格について確認されたく、一般競争参加資格等確認資料を添えて申請します。  
なお、地方自治法施行令第167条の4に該当しない者であること、及び本申請に係る記載が真実と相違ないことを誓約します。

記

公 告 日	令和8年6月29日
工事名	令和8年度 県営住宅（上田）緑が丘団地M1棟バスリフォーム工事

## 施工実績（令和 6 年度、7 年度）

会社名： \_\_\_\_\_

項目 \ NO		1	2	3
工事名称等	工事名			
	発注機関			
	施工場所			
	契約金額			
	工事期間			
	受注形態等 該当するものに○	元請（単独）・下請 ・共同企業体(JV) 共同企業体(JV)の場合：構成比率_____%	元請（単独）・下請 ・共同企業体(JV) 共同企業体(JV)の場合：構成比率_____%	元請（単独）・下請 ・共同企業体(JV) 共同企業体(JV)の場合：構成比率_____%
備 考				

**入札保証金納付の免除を希望する者**は、過去 2 年間に、国、都道府県又は市町村、公社公団と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上誠実に履行した実績を有する者で、その実績について 2 件以上記載すること。

- ① 「種類をほぼ同じくする」とは、入札公告による参加資格要件の業種又は、営業品目区分とする。
- ② 「規模をほぼ同じくする」とは、契約額の概ね 70%を下限に公社が認めた額として判断したもの。

※ 共同企業体の契約額については、構成比率による額を基準とする。

## 配 置 予 定 技 術 者 の 資 格 ・ 経 験

会社名： \_\_\_\_\_

項目・氏名			
最終学歴			
法令による免許			
工 事 等 の 経 験	工事名		
	発注機関		
	施工場所		
	契約金額		
	工事期間		
	従事役職		
	工事名		
	発注機関		
	施工場所		
	契約金額		
	工事期間		
	従事役職		
	工事名		
	発注機関		
	施工場所		
	契約金額		
	工事期間		
	従事役職		

# 質 問 書

提出日：令和      年      月      日

発注部（所）	長野県住宅供給公社 事業部 建築課	
公告日	令和8年6月29日	
工事名	令和8年度 県営住宅（上田）緑が丘団地M1棟バスリフォーム工事	
工事箇所	上田市緑が丘	
質問書提出者	住      所	
	商号又は名称	
	電話・F A X	
	担当者所属・氏名	
質問内容		

回      答	
----------	--





1. アスファルト防水 (9.2.2) (表9.2.3~9.3)
2. 改質アスファルトシート防水 (9.3.2) (表9.3.1~3)
3. 合成高分子系ルーフィングシート防水 (9.4.2) (表9.4.3) (表9.4.4)
4. 塗膜防水 (9.5.3) (表9.5.1) (表9.5.2)
5. ケイ酸系塗布防水 (表9.6.2)
6. シーリング
7. ステンレス防水
8. 水膨張性止水シール
9. 防水保証

10. 石工工事
11. タイル工事
12. 一般事項
13. 2. 表面仕上げ (12.1.4)
14. 3. 製材 (12.2.1)

3. 造作用集材 (12.2.1)
4. 造作用単板積層材 (12.2.1)
5. 床張り用合板等 (12.2.1)
6. 防虫・防蟻・防虫処理 (12.3.1)
7. 窓、出入口その他の木材 (12.3.1)
8. 床板 (12.6.1)
9. 壁及び天井下地 (12.7.1)

13. 屋根及びびとい工事
1. 長尺金属板葺 (13.2.2) (表13.2.1)
2. 折板葺 (13.3.2)
3. 粘土瓦葺 (13.4.2)
4. 保証書
5. とい工事 (13.5.2) (表13.5.3) (表13.5.4) (表13.5.5)
6. ルーフドレン (表13.5.2)
14. 金属工事
1. あと施工アンカー (14.1.3)
2. ステンレス表面処理 (14.2.1)
3. アルミニウム及びアルミニウム合金の表面処理 (14.2.2) (表14.2.1)
4. 鉄鋼の亜鉛めっき (14.2.3) (表14.2.2)
5. 軽量鉄骨天井下地 (14.4.2) (表14.4.1)

6. 軽量鉄骨壁下地 (14.5.3) (表14.5.1)
7. 金属成形板張り (14.6.2) (表14.6.3)
8. アルミニウム製壁木 (14.7.2) (表14.7.1)
9. 手すり及びタラップ (14.8.2) (表14.8.3)
10. その他
15. せき板取外し後の補修
16. モルタル塗り (15.2.2)
17. 床コンクリート直均し (15.3.1)
18. セルフコンクリートレベリング材 (15.4.2)
19. 仕上げ塗材仕上げ (15.5.2) (表15.5.1~2)
20. 軽量鉄骨天井下地 (14.4.2) (表14.4.1)
21. マスチック塗材塗り (15.6.2)



Table with 2 columns: Item No. and Description. Includes sections for ⑩ 内装工事 (Interior Work), ⑪ 断熱・防露 (Insulation/Weatherproofing), ⑫ 外装工事 (Exterior Work), ⑬ 単板壁羽目板 (Single-board wall panels), and ⑭ 化粧ケイカル板 (Decorative calcium silicate boards).

Table with 2 columns: Item No. and Description. Includes sections for ⑯ ユニットの及びその他の工事 (Unit and other works), ⑰ 浴室ユニット (Bathroom units), ⑱ キッチンキャビネット (Kitchen cabinets), and ⑲ 補助手すり (Handrails).

Table with 2 columns: Item No. and Description. Includes sections for 20 排水工事 (Drainage work), 21 舗装工事 (Paving work), 22 舗装工事 (Paving work), and 23 舗装工事 (Paving work).

Table with 2 columns: Item No. and Description. Includes sections for 24 舗装工事 (Paving work), 25 舗装工事 (Paving work), 26 舗装工事 (Paving work), and 27 舗装工事 (Paving work).

Table with 2 columns: Item No. and Description. Includes sections for 28 舗装工事 (Paving work), 29 舗装工事 (Paving work), 30 舗装工事 (Paving work), and 31 舗装工事 (Paving work).

解体工事特記仕様書

I 解体工事概要

Table with 2 columns: Item, Details. Includes 1. 工事場所 (長野県上田市緑が丘1丁目), 2. 敷地面積 (64.45㎡), 3. 除却対象物 (建築物, 構築物, etc.).

II 解体工事仕様

- 1. 共通仕様 (1) 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築物解体工事共通仕様書(最新版)」(以下、「解体共仕」という。)

章 項 目 特記事項

Table with 2 columns: Item, Details. Includes ① 一般共通事項 (1) 適用基準等, (2) 電気保安技術者, 3. 施工条件明示項目, 4. 引渡しを要するもの, 5. 解体工事施工技士.

仮設工事

Table with 2 columns: Item, Details. Includes ① 足場その他, 2 騒音・粉塵等の対策, ③ 監督員事務所, ④ 工事用水, ⑤ 工事用電力.

3 解体施工

Table with 2 columns: Item, Details. Includes 1 浄化槽・排水槽等, 2 杭の解体, 3 樹木等, 4 地下埋設物/埋設配管, 5 設備機器等.

Table with 2 columns: Item, Details. Includes 6 屋外設備等, 7 解体後の整地.

4 建設廃棄物の処理

Table with 2 columns: Item, Details. Includes ① 一般事項, ② 再資源化等.

3 再資源化し、現場で利用する建設廃棄物

Table with 2 columns: Item, Details. Includes 4 産業廃棄物広域認定制度の活用, 5 最終処分する建設廃棄物, 6 処理に注意を要する建設廃棄物.

5 特別管理産業廃棄物等の処理等

Table with 2 columns: Item, Details. Includes 1 施工調査, 2 分析調査.

Table with 2 columns: Item, Details. Includes 3 特別管理産業廃棄物の処理, 4 PCBを含む機器類, 5 PCB含有シーリング材, 6 ダイオキシソ類.

6 アスベスト含有建材の除去等

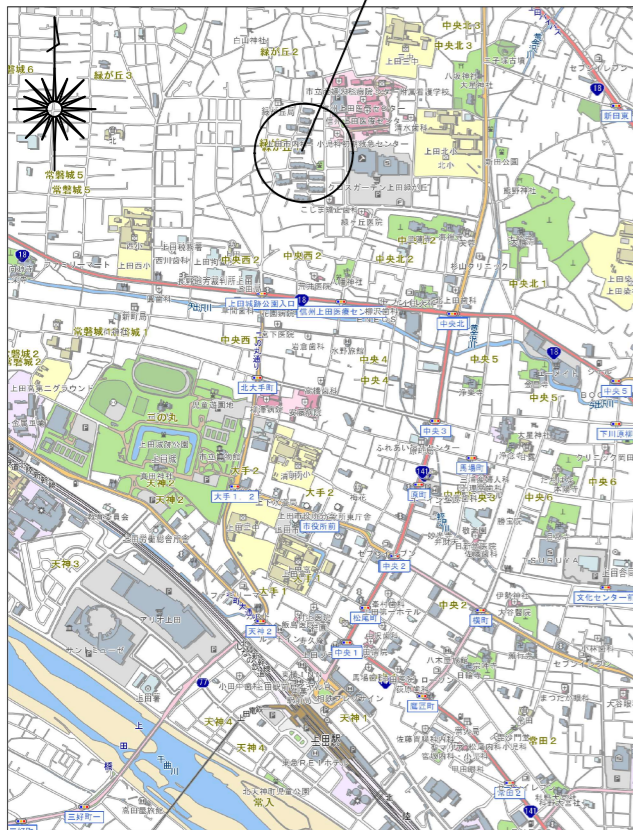
Table with 2 columns: Item, Details. Includes 1 アスベスト含有分析調査, 2 73μm以上粉じん濃度測定.

7 その他

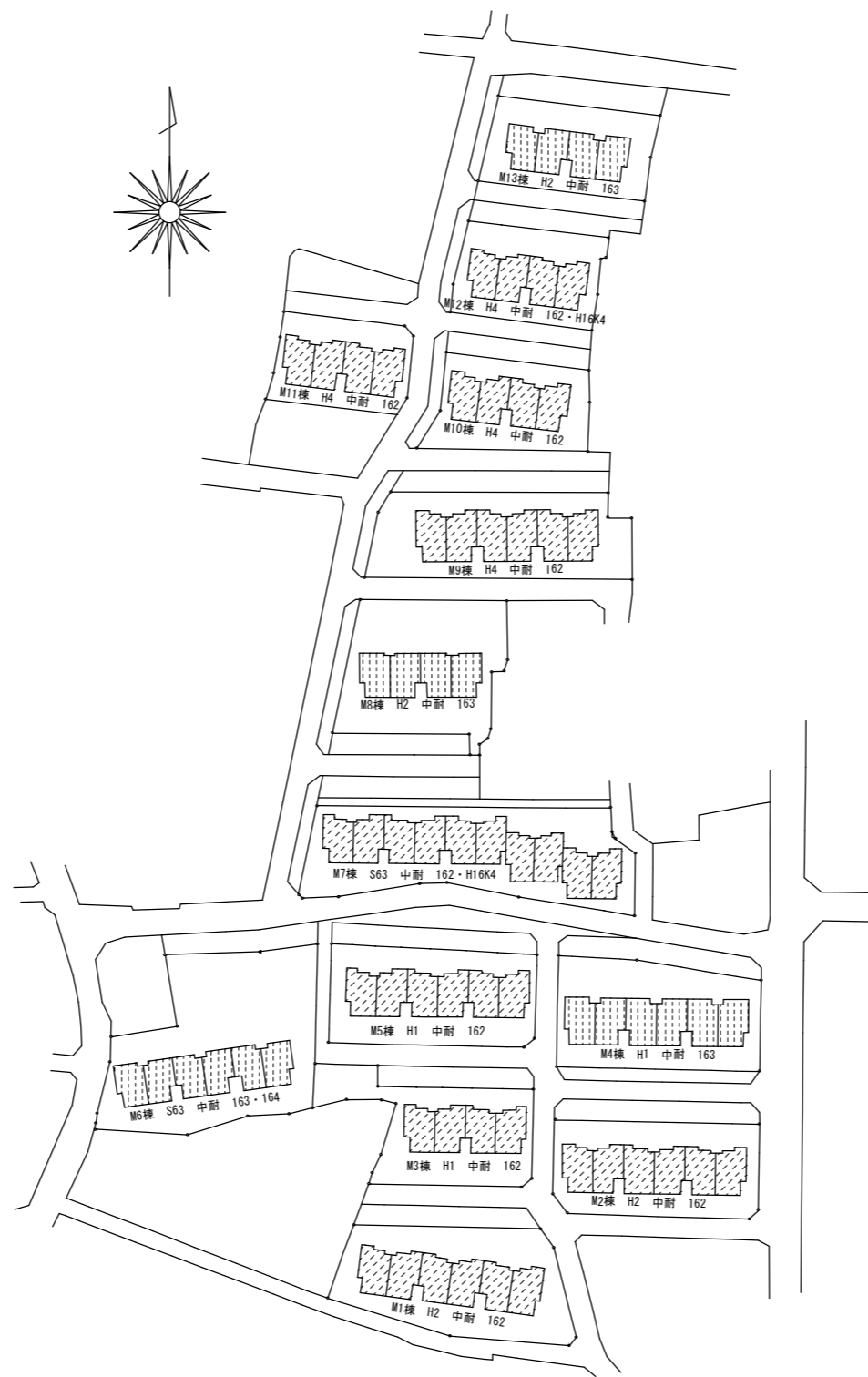
Table with 2 columns: Item, Details. Includes ① 工事現場の環境改善について, ② 産業廃棄物の取扱いについて, 3 騒音・振動調査, 4 土壌調査, ⑤ 官公庁その他への届出手続等, ⑥ 騒音に関する協議等, 7 文化財その他の埋蔵物, 8 埋蔵文化財調査.

Table with 2 columns: Item, Details. Includes 3 73μm以上含有建材の処理, 4 73μm以上粉じん濃度の処理.

長野県上田市緑が丘1丁目



案内図



配置図 S=1:800

住戸タイプ番号：162 (M1、M2、M3、M5、M7、M9、M10、M11、M12棟)

住戸タイプ番号：163 (M4、M6、M8、M13棟)

バスリフォーム工事対象住戸 計18戸

改修済住戸

南ベランダ側からの住戸番号

501	502	503	504
401	402	403	404
301	302	303	304
201	202	203	204
101	102	103	104

M13棟

301	302	303	304
201	202	203	204
101	102	103	104

M12棟

		303	304
201	202	203	204
101	102	103	104

M11棟

301	302	303	304
201	202	203	204
101	102	103	104

M10棟

301	302	303	304	305	306
201	202	203	204	205	206
101	102	103	104	105	106

M9棟

301	302	303	304
201	202	203	204
101	102	103	104

M8棟

301	302	303	304	305	306
201	202	203	204	205	206
101	102	103	104	105	106
				107	108
				109	110

M7棟

301	302	303	304	305	306
201	202	203	204	205	206
101	102	103	104	105	106

M6棟

301	302	303	304	305	306
201	202	203	204	205	206
101	102	103	104	105	106

M5棟

301	302	303	304	305	306
201	202	203	204	205	206
101	102	103	104	105	106

M4棟

301	302	303	304
201	202	203	204
101	102	103	104

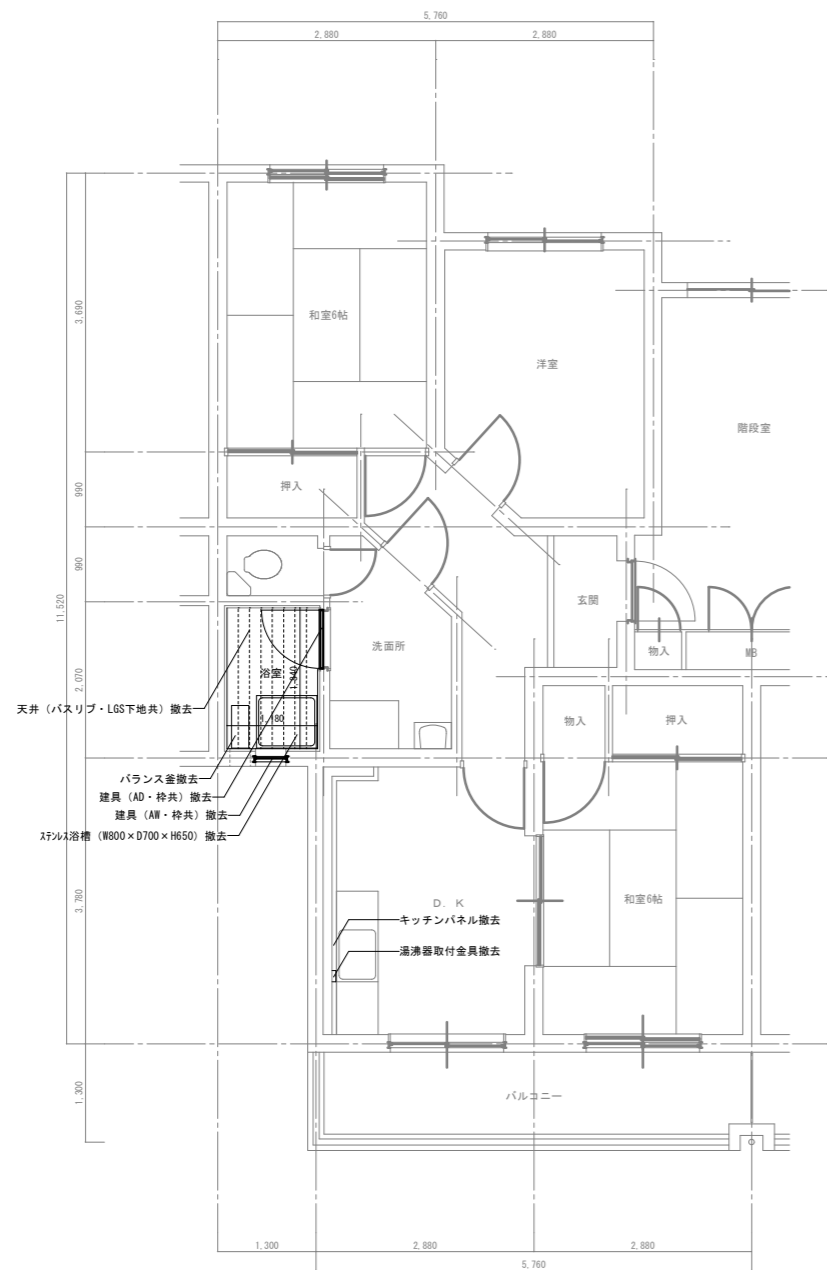
M3棟

401	402	403	404	405	406
301	302	303	304	305	306
201	202	203	204	205	206
101	102	103	104	105	106

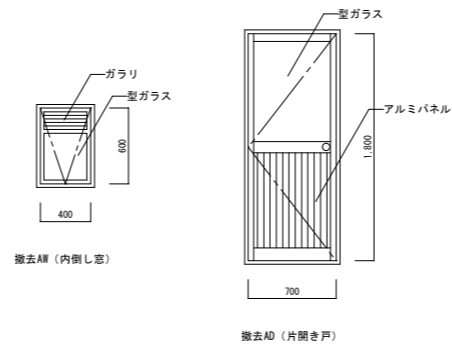
M2棟

		403	404	405	406
301	302	303	304	305	306
201	202	203	204	205	206
101	102	103	104	105	106

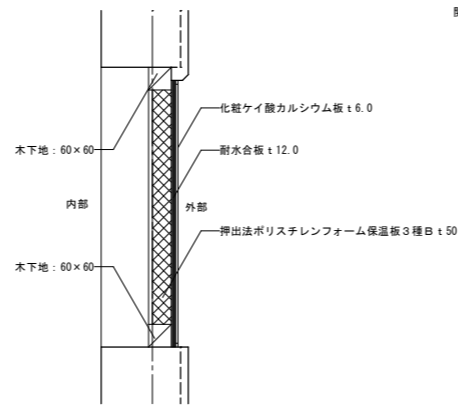
M1棟 205、305、404号室 空部屋



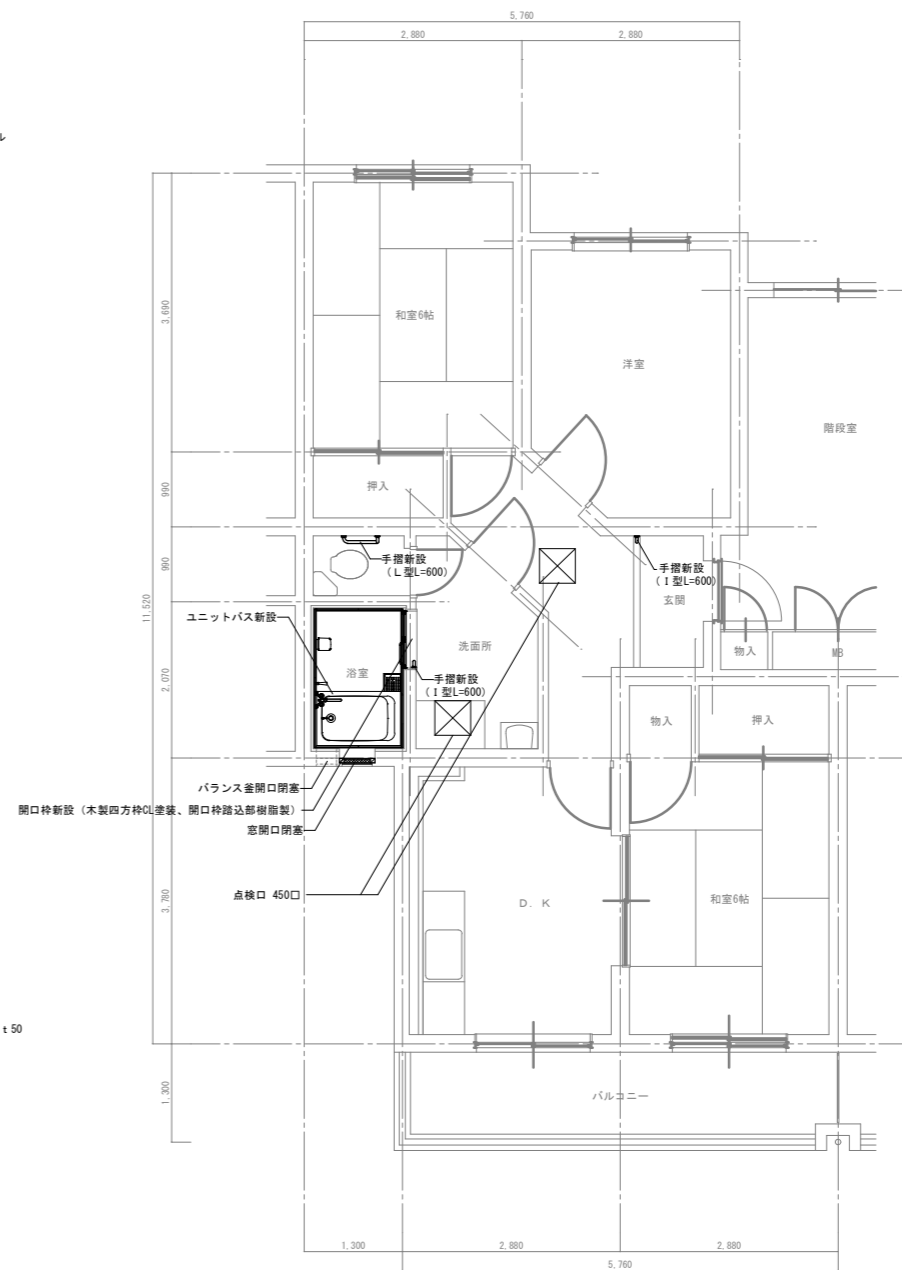
改修前 平面詳細図 S=1:50



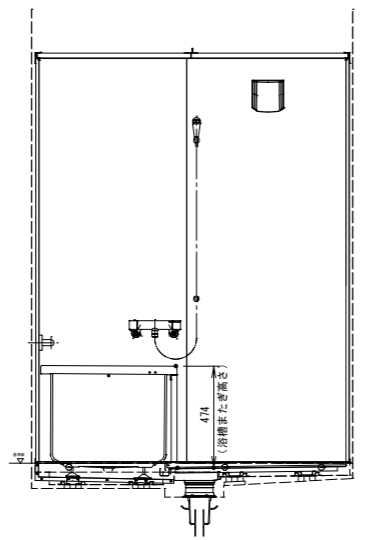
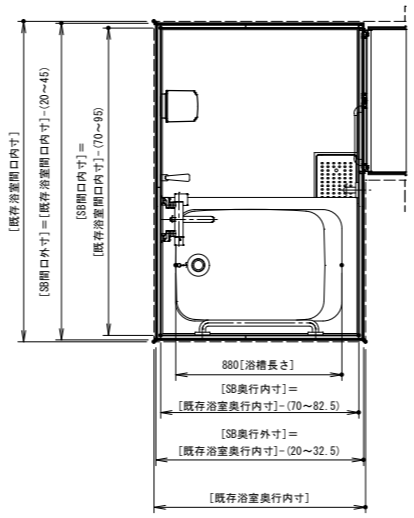
撤去建具詳細図 S=1:30



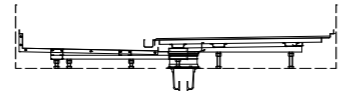
浴室開口閉塞詳細図 S=1:10



改修後 平面詳細図 S=1:50



[在来工法床面設置の場合 (MR工法)]



[スラブ上設置の場合 (BR工法)]

各タイプ共通

仕様表

		基本仕様
本体	下台	洗場: ステンレス・300角磁器タイル貼 (保温材付)
	台	浴槽: ステンレス・特殊カラーコート (保温材付)
		浴槽防水パン: SUS430T
	上台	エプロン: ステンレス・特殊カラーコート
		壁: 高品位ホーロー仕上 (保温材付)
天井: 化粧サンドイッチパネル (保温材付)		
ドア: 折戸		
照明: 8W LED電球		
水栓: シャワー付サーモスタット水栓		
排水トラップ: 既存トラップ流用		
フロタ: 保温材入高断熱タイプ		

162タイプ	既存浴室内寸	間口	1,840mm
		奥行	1,180mm
	SB浴室内寸	間口	1,770mm
		奥行	1,110mm
163タイプ	既存浴室内寸	間口	1,660mm
		奥行	1,180mm
	SB浴室内寸	間口	1,590mm
		奥行	1,110mm

設置床面形態	在来工法 (MR工法)	<input checked="" type="radio"/>
	スラブ上 (BR工法)	<input type="radio"/>

(いずれかに ○印)

壁貫通型給湯器取付	有・ <input checked="" type="radio"/>
窓	有・ <input checked="" type="radio"/>
ミラー	<input checked="" type="radio"/> ・無
棚	有・ <input checked="" type="radio"/>
タオル掛	<input checked="" type="radio"/> ・無
壁付換気扇	<input checked="" type="radio"/> ・無
天井点検口	<input checked="" type="radio"/> ・無
樹脂製手摺 (1型L600、2箇所)	<input checked="" type="radio"/> ・無



編	項目	特記事項	編	項目	特記事項	編	項目	特記事項	編	項目	特記事項
2	① 電線保護物類 (1.2.6)~(1.2.9)	・ 形式等は、標準図第2編「電力設備工事」による。 ・ 接地端子座の形状等は、標準図第2編「電力設備工事」による。	2	④ 共通事項 (2.1.1) (2.1.10)	・ 屋外でケーブル相互の接続又は端処理を行う場合は、設置の伸縮対策を施す。 ・ 金属ダクトが防火区画等を通ずる場合は、標準図第2編「電力設備工事」による。 ・ 金属ダクト、バスダクト又はケーブルラックが防火区画された配線室等の内部の床を貫通する部分で延焼防止処置を要する場合は、標準図第2編「電力設備工事」による。	5	1. キュービクル式配電盤 (1.1.4)	キャビネットの構成材は、(※ 鋼板 ・ ステンレス)とする。 ・ 制御回路等の配線は、次による。 1. 配線終端は、図面に特記がなければはんだ接続とし、配線端には、配線番号及び端子記号を記入した絶縁性のマークバンドを付ける。 2. 制御回路用の外部配線を接続する場合は、端子1台を設けるものとする。 また、外部との接続用の端子台は、盤1面につき5端子以上の余裕を持たせる。 積算計器は、(※ 検定付 ・ 無検定)とする。 ・ 文字記号は、標準図第1編「共通事項」による。	5	(1.1.7.1) (1.1.7.2) (1.1.7.3) (1.1.8)	燃料油は、( ・ 軽油 (号) ・ 重油 (号) )とする。 ・ 潤滑油ドレン用バルブを付ける。 ・ 配管材料 ( ) 保安装置の外部用端子： ・ 設ける ・ 設けない ・ 適用項目 ( )
3	照明器具 (1.4.1) (1.4.2)	・ 記号及び形式は、標準図第2編「電力設備工事」による。 ・ 1.5kgを超えるダウンライト形器具の構造は、標準図第2編「電力設備工事」による。 照明用ポールには、(※ 配線用遮断器 ・ カットアウトスイッチ)を設ける。	(2.1.12)	管路的建物外壁貫通部は、次による。 ・ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他 ( )	(1.1.5)	2. 高圧スイッチギア (1.2.2) (1.2.4)	スイッチギヤの形は、( ・ OX形 ・ OY形 ・ PY形 )とする。 ・ 導電部の定格電流 ( A ) ・ 導電部の定格短時間耐電流 ( kA )	2. ガスエンジン発電装置 (1.2.5)	(1.2.6.5) (1.2.7.1)	・ 原動機の排気ガスに含まれる窒素酸化物の規制値 ( 以下 ) 燃料ガス (天然ガス系都市ガス) は、( ・ 13A ・ 12A )とする。	
3	防災用照明器具 (1.5.1)	・ 形式等は、標準図第2編「電力設備工事」による。	(2.1.13)	・ 横引き配管等の耐震支持は、標準図第2編「電力設備工事」による。 建築の構造体： ・ 免震構造 ・ 制震構造 ・ その他 ・ 建物引込部の耐震処置を行う配管及び建物のエキスパンションジョイント部の配線は、標準図第2編「電力設備工事」による。 ・ 二重天井内の位置ボックスは、天井面 (埋込み形器具の場合を除く。)に取付ける。	(1.1.5)	3. 低圧スイッチギア (1.5.2) (1.5.4)	スイッチギヤの形は、( ・ OX形 ・ CS形 ・ OY形 ・ FY形 )とする。 ・ 導電部の定格電流 ( A ) ・ 導電部の定格短時間耐電流 ( kA )	3. ガスタービン発電装置 (1.3.4.2) (1.3.4.5) (1.3.5)	(1.3.6.9) (1.3.7.1)	・ 運転時間 ( 時間 ) ・ 排気ガスの排出規制値及び燃焼方式 ( ) 潤滑油系の配管に設ける冷却器は、(※ 空冷式 ・ 水冷式)とする。 保安装置の外部用端子： ・ 設ける ・ 設けない ・ 適用項目 ( )	
4	分電盤 (1.7.1) (1.7.2) (1.7.3) (1.7.6)	種別は一般形とし、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他 ( ) ・ ガラスベースの寸法は、標準図第2編「電力設備工事」による。 キャビネットの構成材は、(※ 鋼板 ・ ステンレス)とする。 ・ 接地端子座の形状等は、標準図第2編「電力設備工事」による。 ・ 特に腐食等を考慮すべき場所に使用されるものについては、図示による。 積算計器は、(※ 検定付 ・ 無検定)とする。 ・ 低圧SPDクラス1 (JIS C 5381-11「低圧サージ防護デバイス第1部」：低圧配電システムに接続する低圧サージ防護デバイスの要求性能及び試験方法」に規定するクラス1試験によるもの)の性能：( ) ・ 電力計測装置は、次による。 1. 計測回路数： 回 2. 集中監視部：信号回路数 ( 回路 )、信号種別 ( ) 3. 集中監視部の外部出力端子 ( ) 4. 変成器の定格電流： A 5. 表示器：※ 設ける ・ 設けない 住宅用分電盤に設ける、過電流警報装置の品質及び性能は、次による。 ※ 機材の品質・性能基準 ( ) ・ その他 ( ) ・ ハンドル用の鍵は、総数の20%とし、最低3個とする。 ・ 補修材料は、各色ごとに、100cc単位とする。	(2.2.7) (2.3.7) (2.4.7) (2.10.2)	⑤ 合成樹脂管配線 (P管、C管) (2.10.4.1)	・ 管の切口は、電線等の被覆を損傷しないように平滑にする。 ・ 二重筋の上筋と下筋部分及び管と金属部分の交差は、踏みつけによる圧縮変形の影響をさけるため、上筋と下筋の重なり部分よりずらして交差配管する。 ・ コンクリート内に配管する場合は、コンクリートのかぶり厚を30mm以上とする。	(1.9.1) (1.9.3) (1.9.4) (1.9.6) (1.9.8)	4. 高圧機器 (1.9.1) (1.9.3)	交流断器の操作方式は、( ・ 手動ねばね操作方式 ・ 電気操作方式)とする。 電気操作方式の場合は、( ・ 電動ねばね操作方式 ・ 電磁操作方式)とする。 高圧直結コンデンサの接続方式は、( ・ 油入 ・ 乾式)とする。 乾式の場合は、( ・ モールド ・ ガス入り)とする。 直列リアクトルは、( ・ 油入 ・ モールド)とする。 ・ 交流出力電圧： ・ 100V ・ 200V ・ 出力電方式： ・ 三相3線式 ・ 単相3線式 ・ 単相2線式 遠方監視用端子： ・ 設ける ・ 設けない	(1.7.1)	4. 太陽光発電装置 (1.7.1)	系統連系： ・ あり ・ なし 自立運転： ・ あり ・ なし ・ 太陽光発電装置において最大出力50kW以上の設備及び自家用電気工作物との連系をする場合は、電気主任技術者及び監督職員の立会いのもとに試験を実施する。 ・ 太陽電池アレイ公称出力 ( kW ) パワーコンディショナは、次による。 ・ 交流出力電圧： ・ 100V ・ 200V ・ 出力電方式： ・ 三相3線式 ・ 単相3線式 ・ 単相2線式 遠方監視用端子： ・ 設ける ・ 設けない
5	耐熱形分電盤 (1.8.1)	・ 形式は、標準図第2編「電力設備工事」による。	(2.10.4.5) (2.10.4.7)	⑥ ケーブル配線 (2.10.1)	・ ケーブルラックは、容易に点検できる場所に施設する。 ・ ケーブルラックは強電用、弱電用は別々に取付ける。 やむを得ず共用する場合は、セパレータを設け、D種接地工事を施す。 ・ ケーブルは、造材材、ケーブルラック等に沿って敷設し、梁から梁等へ飛ばしてはならない。 やむを得ず飛ばして敷設する場合は、補助材を渡して固定するか又はメッシュジャワイヤを張り、これに固定する。 ・ ケーブルは、盤内等で、若干の余裕長を確保する。 ・ 高圧ケーブル端処理部には、施工を担当した電気工事士の氏名、番号等を明記したカードを取付ける。 ちよう架配線は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他 ( ) ・ ケーブルを二重天井内に敷設する場合は、標準図第2編「電力設備工事」による。 配線室等において、ケーブル頂部を構造体に固定し、垂直につり下げて配線する垂直ケーブルは、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他 ( )	6. 受変電設備用附属品 (2.10.1)	・ 附属品の施設単位及び収納 1. 附属品は、原則として電気室単位とする。 ただし、蓄電池用附属品については、設備箇所単位とする。 2. 附属品を収納する適当な大きさの収納箱を設置する。 ・ 盤類の附属品 点検灯 (LED照明 (100V、100W電球相当、カバー付き)、コード (プラグ付き) 約5m) を1個納入する。 なお、低圧配電盤が併設される場合は、女性仕 (電気備) 第2編1.7.7「予備品等」による。 ・ 自家用電気室用附属品 自家用電気室用附属品は、以下のものとし、1以外は図面に特記されたものを備える。 ただし、低圧回路のみ場合は、7から10までは、不要とする 1. 指示板 (記載内容は、監督職員の指示による) (1) 連絡先板 (400×600mm) (概略寸法) (2) 操作説明板 (1,200×800mm) (概略寸法) (3) 系統図板 (電気系統及び冷却水、燃料配管系統) ・ ・ ・各1枚 (1,200×800mm) (概略寸法) (4) 自家用電気工作物表示板 (420×600mm) (概略寸法) 2. 消火器 (電気火災及び油火災両用、標準とも) ただし、屋外に設置されたキュービクル式高圧受変電設備で、建物に隣接のおそれがない場合は除く。 (1) 全出力500kW未満の実電及び発電設備 小型消火器 (10形程度) ・ ・ ・ ・ ・ 2個以上 (2) 全出力500kW以上1,000kW未満の実電及び発電設備 大型消火器 (10形程度以上) ・ ・ ・ ・ ・ 2個以上 3. 低圧・高圧兼用検電器 (音響、発光併用式) (低圧自家用の場合は、低圧用検電器) ・ ・ ・ ・ ・ 1個以上 4. 回路計 (ケース、リード付き JIS C 1202「回路計」A級) ・ ・ ・ ・ ・ 1個 5. クランプメータ (抵抗測定用アダプタ付き) ・ ・ ・ ・ ・ 1個 標準測定範囲…電流 (交流) 0~300A、電圧 (交流) 0~600V 6. 絶縁抵抗計 (100MΩ、ケース、リード付き) JIS C 1302「絶縁抵抗計」(電池式) ・ ・ ・ ・ ・ 1個 7. 短絡接地器具 (5m) ・ ・ ・ ・ ・ 一式 8. 断路器又は気中開閉器操作用フック棒 ・ ・ ・ ・ ・ 2本 ただし、屋外に設置されたキュービクル式高圧受変電設備において屋外用とする場合は、図面に特記する。 9. 絶縁抵抗計 (2,000MΩ、ケース、リード付き) JIS C 1302「絶縁抵抗計」(電池式) ・ ・ ・ ・ ・ 1個 10. 絶縁ゴムマット (6kV用・すべり止め付き) ・ ・ ・ ・ ・ 1式	(1.8.1) (1.8.2) (1.8.3)	5. 風力発電装置 (1.8.1) (1.8.2) (1.8.3)	風力発電装置の定格出力：※ 20kW未満 ・ 20kWを超える ( ) 系統連系： ・ あり ・ なし ・ 風車のスケール、材質、形状等 ( ) 移動用の遠方監視用端子： ・ 設ける ・ 設けない	
6	閉閉器 (1.11.1)	・ 形式は、標準図第2編「電力設備工事」による。	(2.12.3)	⑦ 地中配線 (2.12.4)	マンホール及びハンドホールは、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他 ( ) 管と建物との接続部は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他 ( ) 架空配線からの引込みは、標準図第2編「電力設備工事」による。 地中配線の標準シート等 (※ 設ける ・ 設けない) ・ 管路等の土かぶり厚は、図示による。 埋設線の敷設は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他 ( )	7. ディーゼル発電設備 (1.14.1) (1.14.2) (1.14.7) (1.14.8)	7. ディーゼル発電設備 (1.14.1) (1.14.2) (1.14.7) (1.14.8)	・ 運転時間 ( 時間 ) ・ 排気ガスの排出規制値及び燃焼方式 ( ) 保安装置の外部用端子： ・ 設ける ・ 設けない ・ 適用項目 ( ) ・ 補助用電装置等の適用機器等 ( ) ・ 冷却水 ( ) ・ 主燃料槽の寸法等は、標準図第4編「発電設備工事」による。 燃料小出槽は、次による。 ※ 標準図第4編「発電設備工事」 ・ その他 ( )	(2.1.6) (2.1.7.1) (2.1.7.2) (2.1.7.5)	7. ディーゼル発電設備 (1.14.1) (1.14.2) (1.14.7) (1.14.8)	・ 主燃料槽の取付けは、標準図第4編「発電設備工事」による。 燃料小出槽の取付けは、次による。 ※ 標準図第4編「発電設備工事」 ・ その他 ( ) ・ 横引き配管等の耐震支持は、標準図第4編「発電設備工事」による。 建築の構造体： ・ 免震構造 ・ 制震構造 ・ その他 ・ 配管には、流体の種類及び方向を明示するものとし、標準図第4編「発電設備工事」による。 燃料系統配管において、地中埋設配管の分岐及び曲り部には、次による埋設槽を設置する。 ※ 標準図第4編「発電設備工事」 その他 ( ) ・ 排気系統配管において、地震時に過大な変位が生じないように、標準図第4編「発電設備工事」による3方向のストッパーを設ける。 ・ 排気管と煙突の接続は、標準図第4編「発電設備工事」による。
8	電気自動車用充電装置 (1.14.1) (1.14.2) (1.14.7) (1.14.8)	※ 電気自動車用急速充電装置 ・ 電気自動車用普通充電装置 電気自動車用普通充電装置の定格電圧： V キャビネットの構成材は、(※ 鋼板 ・ ステンレス)とする。 電力変換装置の定格電流電圧： V ・ 文字記号は、標準図第1編「共通事項」による。 移動用の遠方監視用端子： ・ 設ける ・ 設けない	(2.12.4)	⑧ 電灯設備 (2.14.1)	屋内配線から分岐して照明器具に至る配線及び照明器具電源送り配線は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他 ( ) ・ 質量の大きいもの及び取付け方法の特殊なものは、あらかじめ取付け詳細図を監督員に提出し、協議する。 ・ 照明器具の背面形式は、標準図第2編「電力設備工事」による。 ダウンライト形器具の取付けは、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他 ( ) ・ 取付け用ビスは、めつきたもの又はステンレス製とし、電線を損傷しないように最小必要長さとして使用する。 ・ 電気室等に設ける照明器具は、高圧配線及び配電盤等の直上は避けて、保守点検が容易な場所に取付ける。 ・ 二重天井内に設ける位置ボックス内で屋内配線から分岐して埋込み形照明器具に至る配線は、金属製可とう電線管配線又はケーブル配線とする。 なお、二重天井内に断熱材が施されている場合においては、ケーブルが断熱材に押し込まれないように施工する。 ・ 共用部分に取付ける器具は、給湯器の排気筒等、熱及び湿気を排出する部分との隙間を十分にとる。 ・ 共用灯の取付け位置は、ランプ交換時等に危険のない場所を選定する。	8. 施工の立会い及び試験 (2.7.1) (2.7.6)	8. 施工の立会い及び試験 (2.7.1) (2.7.6)	・ 現地総合試験は、電気主任技術者及び監督職員の立会いを受ける。			
9	雷保護装置 (1.16.2) (1.16.3) (1.16.4)	突針の支持管は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他 ( ) 試験用接続端子の形式等は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他 ( ) 引下げ導線及び避雷導線の構造体への接続金物は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他 ( )	(2.14.2)	⑨ 電灯設備 (2.14.3)	・ 質量の大きいもの及び取付け方法の特殊なものは、あらかじめ取付け詳細図を監督員に提出し、協議する。 ・ 照明器具の背面形式は、標準図第2編「電力設備工事」による。 ダウンライト形器具の取付けは、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他 ( ) ・ 取付け用ビスは、めつきたもの又はステンレス製とし、電線を損傷しないように最小必要長さとして使用する。 ・ 電気室等に設ける照明器具は、高圧配線及び配電盤等の直上は避けて、保守点検が容易な場所に取付ける。 ・ 二重天井内に設ける位置ボックス内で屋内配線から分岐して埋込み形照明器具に至る配線は、金属製可とう電線管配線又はケーブル配線とする。 なお、二重天井内に断熱材が施されている場合においては、ケーブルが断熱材に押し込まれないように施工する。 ・ 共用部分に取付ける器具は、給湯器の排気筒等、熱及び湿気を排出する部分との隙間を十分にとる。 ・ 共用灯の取付け位置は、ランプ交換時等に危険のない場所を選定する。	9. 発電設備室用附属品等 (2.17.1) (2.17.2) (2.17.5)	9. 発電設備室用附属品等 (2.17.1) (2.17.2) (2.17.5)	・ 発電設備室用附属品 発電設備室用附属品は、以下のものとし、1以外は図面に特記されたものを備える。 ただし、低圧回路のみ場合は、7から10までは、不要とする。 また、発電設備が受変電設備と併設される場合は、1 (2) の操作説明板 (1枚)、1 (3) の系統図板 (冷却水及び燃料配管系統 (1枚)) 及び2の消火器のみでよい。 1. 指示板 (記載内容は、監督職員の指示による) (1) 連絡先板 (400×600mm) (概略寸法) (2) 操作説明板 (1,200×800mm) (概略寸法) (3) 系統図板 (電気系統及び冷却水、燃料配管系統) ・ ・ ・各1枚 (1,200×800mm) (概略寸法) (4) 自家用電気工作物表示板 (420×600mm) (概略寸法) 2. 消火器 (電気火災及び油火災両用、標準とも) ただし、屋外に設置されたキュービクル式高圧受変電設備で、建物に隣接のおそれがない場合は除く。 (1) 全出力500kW未満の実電及び発電設備 小型消火器 (10形程度) ・ ・ ・ ・ ・ 2個以上 (2) 全出力500kW以上1,000kW未満の実電及び発電設備 大型消火器 (10形程度以上) ・ ・ ・ ・ ・ 2個以上 3. 低圧・高圧兼用検電器 (音響、発光併用式) (低圧自家用の場合は、低圧用検電器) ・ ・ ・ ・ ・ 1個以上 4. 回路計 (ケース、リード付き JIS C 1202「回路計」A級) ・ ・ ・ ・ ・ 1個 5. クランプメータ (抵抗測定用アダプタ付き) ・ ・ ・ ・ ・ 1個 標準測定範囲…電流 (交流) 0~300A、電圧 (交流) 0~600V 6. 絶縁抵抗計 (100MΩ、ケース、リード付き) JIS C 1302「絶縁抵抗計」(電池式) ・ ・ ・ ・ ・ 1個 7. 短絡接地器具 (5m) ・ ・ ・ ・ ・ 一式 8. 断路器又は気中開閉器操作用フック棒 ・ ・ ・ ・ ・ 2本 ただし、屋外に設置されたキュービクル式高圧受変電設備において屋外用とする場合は、図面に特記する。 9. 絶縁抵抗計 (2,000MΩ、ケース、リード付き) JIS C 1302「絶縁抵抗計」(電池式) ・ ・ ・ ・ ・ 1個 10. 絶縁ゴムマット (6kV用・すべり止め付き) ・ ・ ・ ・ ・ 1式			
10	接地 (1.17.1) (1.17.2) (1.17.3) (1.17.4)	・ 接地端子の形式等は、標準図第2編「電力設備工事」による。 接続銅板の形式等は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他 ( ) ・ 接地棒の形式等は、標準図第2編「電力設備工事」による。 接地棒埋設線の形式等は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他 ( )	(2.14.3)	⑩ 電灯設備 (2.14.4)	・ 質量の大きいもの及び取付け方法の特殊なものは、あらかじめ取付け詳細図を監督員に提出し、協議する。 ・ 照明器具の背面形式は、標準図第2編「電力設備工事」による。 ダウンライト形器具の取付けは、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他 ( ) ・ 取付け用ビスは、めつきたもの又はステンレス製とし、電線を損傷しないように最小必要長さとして使用する。 ・ 電気室等に設ける照明器具は、高圧配線及び配電盤等の直上は避けて、保守点検が容易な場所に取付ける。 ・ 二重天井内に設ける位置ボックス内で屋内配線から分岐して埋込み形照明器具に至る配線は、金属製可とう電線管配線又はケーブル配線とする。 なお、二重天井内に断熱材が施されている場合においては、ケーブルが断熱材に押し込まれないように施工する。 ・ 共用部分に取付ける器具は、給湯器の排気筒等、熱及び湿気を排出する部分との隙間を十分にとる。 ・ 共用灯の取付け位置は、ランプ交換時等に危険のない場所を選定する。	10. 絶縁ゴムマット (6kV用・すべり止め付き) ・ ・ ・ ・ ・ 1式	10. 絶縁ゴムマット (6kV用・すべり止め付き) ・ ・ ・ ・ ・ 1式	・ 風力発電設備の試験項目 ( )			
11	外線材料 (1.18.6)	マンホール、ハンドホール及び鉄ふたの形式等は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他 ( ) ブロックマンホール及びブロックハンドホールの荷重、土圧等の構造条件は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他 ( ) 埋設線は、次による。 ※ 標準図第2編「電力設備工事」 ・ その他 ( )	(2.14.4)	⑪ 電灯設備 (2.14.5)	1. 電線電源装置 (2.1.1)	・ 文字記号は、標準図第1編「共通事項」による。	1. 予備品及び附属品は、鋼製の収納箱に目録を付け、納入する。 2. 燃料は、引渡し時に燃料槽に充填しておくこととし、潤滑油20L (4L×5缶)を別に納入する。 3. 燃料槽が共通台座に搭載されているものは、ウイングポンプ (ピアノ線入りホース又は鋼入りホース付き) を備品として納入する。				
12	換気扇等 (1.19.1)	・ 換気扇等は、次による。 1. 換気扇及びウェザーカバーの形状、性能等は、図示による。 2. 雨水の浸入のおそれのある場所に取付ける換気扇は、風圧シャッター等雨水が舞い込まないように処置を施す。 3. エレベーター機械室、電気室等で換気扇本体に容易に人が触れるおそれがある場合は、防護カバー等で保護すること。	(2.15.1)	⑫ 電灯設備 (2.15.1)	2. 交流無停電電源装置 (UPS) (2.2.1) (2.2.7)	・ 停電補償時間 ( 時間 )	1. 予備品及び附属品は、鋼製の収納箱に目録を付け、納入する。 2. 燃料は、引渡し時に燃料槽に充填しておくこととし、潤滑油20L (4L×5缶)を別に納入する。 3. 燃料槽が共通台座に搭載されているものは、ウイングポンプ (ピアノ線入りホース又は鋼入りホース付き) を備品として納入する。				
13	機材の試験 (1.19.1)	住宅用分電盤に設ける、過電流警報装置の試験は、次による。 ※ 機材の品質・性能基準 ( ) ・ その他 ( )	(2.17.2)	⑬ 電灯設備 (2.17.2)	2. 交流無停電電源装置 (UPS) (2.2.1) (2.2.7)	・ 停電補償時間 ( 時間 )	1. 予備品及び附属品は、鋼製の収納箱に目録を付け、納入する。 2. 燃料は、引渡し時に燃料槽に充填しておくこととし、潤滑油20L (4L×5缶)を別に納入する。 3. 燃料槽が共通台座に搭載されているものは、ウイングポンプ (ピアノ線入りホース又は鋼入りホース付き) を備品として納入する。				



記号	名称	仕様	備考
■	住戸分電盤		
□	アクリルボックス	四角中透	
○	露出ボックス	丸型	
□MA	一種金属線び用ボックス	A型	
□BP*	アラックプレート	1:1ヶ用・2:2ヶ用	
○	天井付照明器具		照明器具委調参照
○	壁付照明器具		照明器具委調参照
●	埋込スイッチ	1P 15A ×1	プレート共
●L	埋込スイッチ	1P 15A ×1 ON表示灯	プレート共
⊕EET	埋込コンセント	2P15A(E付) ×1 E付	プレート共
⊕WP	埋込コンセント	2P15A(E付) ×2 E付・防水型	
⊕	呼出報知器		既設
⊕	呼出押印		既設
⊕	インター視機	親機	機器委調参照
⊕	ドアホン機	露出 防水型	機器委調参照
⊕	換気扇	・本工事 ○機械設備	
□R	給湯ポンプ	・本工事 ・機械設備 ○改給品取付	

記号	名称	仕様	備考
■	既設RC壁研り	*φ-*** (口径-コンクリート厚)	
傍記	【撤去】	既設機器の撤去を示す	
傍記	【改修】	既設機器の改修を示す	改修内容は併記
傍記	【既設】	既設機器(改修無し)を示す	
傍記	傍記なし	新設を示す	
傍記	【壁】	壁高プレート取付を示す	

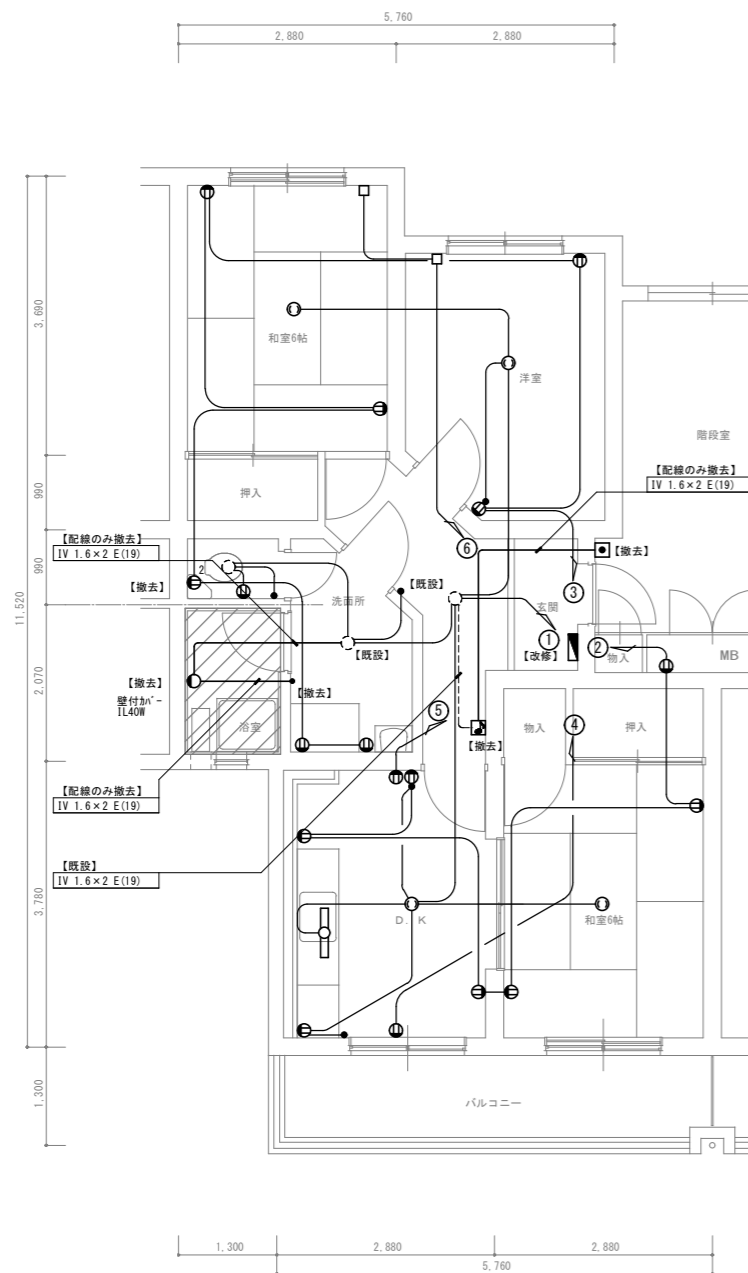
記号	適用	備考
---	天井内ケーブル配線	立上げ部は配管保護
---	露出配管配線	
		屋内 露出 屋外 地中
EM-EEF 1.6-2C		MM1-A
EM-EEF 1.6-3C		MM1-A
EM-EEF 1.6-3C(1線7-ス)		MM1-A
EM-VVF 1.6-2C×2(1線7-ス)		MM1-A
EM-EEF 2.0-3C(1線7-ス)		MM1-A G(22)
IE	EM-IE 1.6×1	MM1-A
IE	EM-IE 1.6×2	MM1-A
AE	EM-AE 0.9-3C	MM1-A
R	給湯ポンプ用ケーブル(支給品取付)	MM1-A G(16)
MA	一種金属線び	A型

① セキュリティドアホン

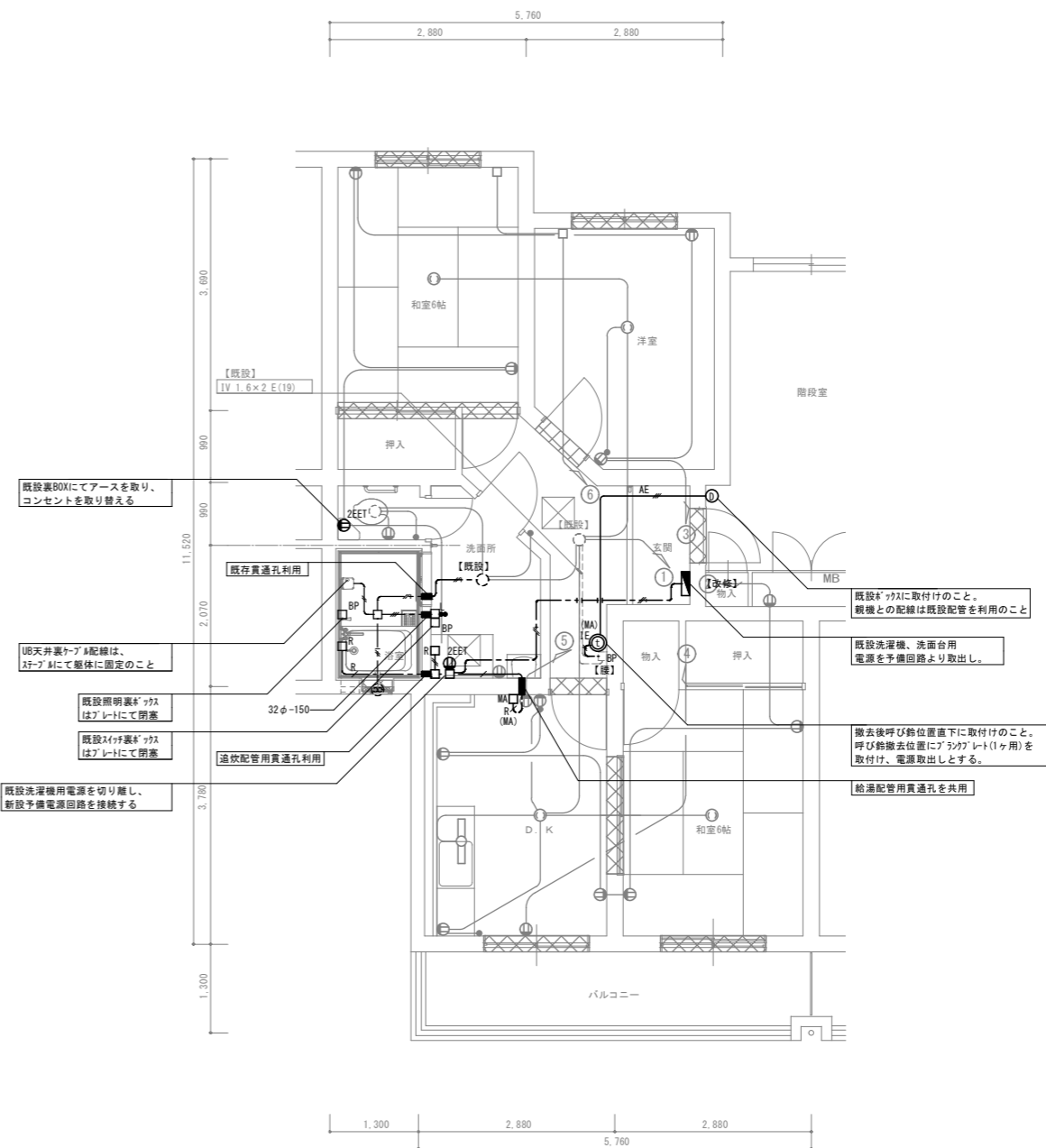
電源電圧	AC100V
形状	壁掛形(セパレート付1個用樹脂ボックス)
材質	樹脂
警報機能	非常

② 玄関子機

形状	露出形(JIS 1個用スイッチボックス)
材質	樹脂
警報表示	呼出ボタン部点滅
備考	戸外表示器型式確認品



改修前平面図 S=1:50



改修後平面図 S=1:50

1. 〇は警報位置を示す。壁の3ヶ所は事前に監督員、監理者の承諾を得、要下を貫通すること。  
2. 配線撤去後の配管残部は閉塞のこと。

# 令和8年度 県営住宅（上田）緑が丘団地M1棟バスリフォーム工事

### I. 工事概要

1. 工事場所 上田市

2. 建物概要

建物名称	工事種別	構造	階数	延床面積(m <sup>2</sup> )	消防法施行令別表第一	耐震分類	備考
県営住宅	改修	RC	3・4				

3. 工事種目 (●印を付けたものを適用する)

工事種目	建築物別		工事内容			
	県営住宅	工	事	内	容	備
○ 空調設備	○ 式	○ 式	○ 式	○ 式	○ 式	○ 式
○ 冷暖房設備	○ 式	○ 式	○ 式	○ 式	○ 式	○ 式
○ 暖房設備	○ 式	○ 式	○ 式	○ 式	○ 式	○ 式
● 換気設備	● 式	○ 式	○ 式	○ 式	○ 式	○ 式
○ 排煙設備	○ 式	○ 式	○ 式	○ 式	○ 式	○ 式
○ 自動制御設備	○ 式	○ 式	○ 式	○ 式	○ 式	○ 式
● 衛生器具設備	● 式	○ 式	○ 式	○ 式	○ 式	○ 式
● 給水設備	● 式	○ 式	○ 式	○ 式	○ 式	○ 式
● 排水設備	● 式	○ 式	○ 式	○ 式	○ 式	○ 式
● 給湯設備	● 式	○ 式	○ 式	○ 式	○ 式	○ 式
○ 消火設備	○ 式	○ 式	○ 式	○ 式	○ 式	○ 式
● ガス設備	● 式	○ 式	○ 式	○ 式	○ 式	○ 式
○ 給油設備	○ 式	○ 式	○ 式	○ 式	○ 式	○ 式
○ 厨房機器設備	○ 式	○ 式	○ 式	○ 式	○ 式	○ 式
○ 実験実習器具設備	○ 式	○ 式	○ 式	○ 式	○ 式	○ 式
○ 浄化槽設備	○ 式	○ 式	○ 式	○ 式	○ 式	○ 式

4. 設備概要 (○印を付けたものを適用する)

方法及び種別	設備概要
空調方式	・ 空冷ヒートポンプエアコン
冷暖房方式	・
暖房方式	・ 温風暖房 ・ 温水暖房 ・ FFF暖房
換気方式	・ 局所換気
給水方式	・ 水道直結式 ● 加圧式 ・ 高置タンク式 (・ 上水 ・ 井水)
排水方式	○ 建物内汚水、雑排水 ● 分流 ・ 合流 ○ 建物外汚水、雑排水 (・ 分流 ● 合流) 浄化槽 (・ 合併 ・ 単独) 放流先 (● 公共下水)
消火設備の種類別	○ 屋内消火栓設備 ・ 消火器
ガスの種別	○ 都市ガス (発熱量 46,050 KJ/Nm <sup>3</sup> 、供給事業者名: 上田ガス機) ・ 液化石油ガス (発熱量 100,000 KJ/Nm <sup>3</sup> )

5. 指定部分 ● 無 ・ 有 (指定部分しゅん工期限 令和 年 月 日)

対象部分:

### II. 管理技術者等

設計事務所名	管理技術者
関建築とまち研究室	
主任担当技術者	担当技術者
機材担当	
構造担当	
積算担当	
電気設備担当	
たくしん電気設備設計 阿部 一登	
機械設備担当	
片岡設計事務所 片岡 明	

### III. 工事仕様

1. 共通仕様

(1) 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、国土交通大臣官房官庁業務部の「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(最新版)」(以下、「標準仕様書」という。)、 「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(最新版)」(以下、「改修標準仕様書」という。))及び「公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)(最新版)」(以下、「標準図」という。)による。

(2) 電気設備工事及び建築工事を含む場合、電気設備工事及び建築工事は、それぞれの工事仕様を適用し、下記の工事仕様を適用しない。

参考図書

● 長野県建築工事の手引き (以下、「手引き」という。)(最新版) 長野県建設部施設課監修

2. 特記仕様

(1) 章は●印の付いたもの、項目は番号に○印の付いたものを適用する。

(2) 特記事項のうち選択する事項は○印の付いたものを適用し、●印の付いたものは適用しない。

章	項目	特記事項
1	機材等	(1) 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能と同等以上のものを使用する。ただし、製造業者等が記載されている場合は同等以上のものとする場合は、あらかじめ監督職員の承諾を受ける。 (2) 別表-1に示す材料・機材等の製造業者等は次の1)から6)すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出し監督職員の承諾を受ける。 1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 2) 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。 3) 安定的な供給が可能であること。 4) 法令等で定めがある場合は、その許可、認可、認定又は免許を取得していること。 5) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 6) 販売、保守等の営業体制が整えられていること。なお、システムとして機能するものにおいては、システムの構築能力があり、現場での施工体制が整えられていること。

26 管の埋設表示

27 溶接部の非破壊検査

28 塗装

29 機器の基礎及び振動絶縁効率

30 電線類及び配管の敷設

31 電気保安技術者

32 技能士の適用

33 監督員事務所

34 工事用電力・用水等

35 足場・さんく網

36 資材の保管

37 建設発生土

38 埋め戻し土・盛土

39 山留養生

40 発生材処理

41 文字入札等

42 取扱い説明板

43 総合調整

44 容量等の表示

45 耐震措置

46 耐震設計

47 設計温度

48 居室騒音限界

49 防凍保護

50 試験

51 他工事との取合い

52 その他

53 空気調和設備

54 冷媒房設備

55 暖房設備

56 換気設備

57 防煙設備

58 防煙ダンパー

59 衛生器具設備

60 給水設備

61 排水設備

62 給湯設備

63 ガス設備

64 消火設備

65 洗面設備

66 給排水設備

67 給湯設備

68 給排水設備

69 給湯設備

70 給排水設備

71 給湯設備

72 給排水設備

73 給湯設備

74 給排水設備

75 給湯設備

76 給排水設備

77 給湯設備

78 給排水設備

79 給湯設備

80 給排水設備

81 給湯設備

82 給排水設備

83 給湯設備

84 給排水設備

85 給湯設備

86 給排水設備

87 給湯設備

88 給排水設備

89 給湯設備

90 給排水設備

91 給湯設備

92 給排水設備

93 給湯設備

94 給排水設備

95 給湯設備

96 給排水設備

97 給湯設備

98 給排水設備

99 給湯設備

100 給排水設備

26 管の埋設表示

27 溶接部の非破壊検査

28 塗装

29 機器の基礎及び振動絶縁効率

30 電線類及び配管の敷設

31 電気保安技術者

32 技能士の適用

33 監督員事務所

34 工事用電力・用水等

35 足場・さんく網

36 資材の保管

37 建設発生土

38 埋め戻し土・盛土

39 山留養生

40 発生材処理

41 文字入札等

42 取扱い説明板

43 総合調整

44 容量等の表示

45 耐震措置

46 耐震設計

47 設計温度

48 居室騒音限界

49 防凍保護

50 試験

51 他工事との取合い

52 その他

53 空気調和設備

54 冷媒房設備

55 暖房設備

56 換気設備

57 防煙設備

58 防煙ダンパー

59 衛生器具設備

60 給水設備

61 排水設備

62 給湯設備

63 ガス設備

64 消火設備

65 洗面設備

66 給排水設備

67 給湯設備

68 給排水設備

69 給湯設備

70 給排水設備

71 給湯設備

72 給排水設備

73 給湯設備

74 給排水設備

75 給湯設備

76 給排水設備

77 給湯設備

78 給排水設備

79 給湯設備

80 給排水設備

81 給湯設備

82 給排水設備

83 給湯設備

84 給排水設備

85 給湯設備

86 給排水設備

87 給湯設備

88 給排水設備

89 給湯設備

90 給排水設備

91 給湯設備

92 給排水設備

93 給湯設備

94 給排水設備

95 給湯設備

96 給排水設備

97 給湯設備

98 給排水設備

99 給湯設備

100 給排水設備

10 ビストンダンパー

11 弁類

12 温度計

13 圧力計

14 瞬間流量計

15 油漏れ計

16 ダクト

17 中央監視制御装置

18 中央監視制御装置の構成・機能

19 電気計装工事の記録

20 大便器洗浄弁

21 洗面設備

22 洗面設備

23 洗面設備

24 洗面設備

25 洗面設備

26 洗面設備

27 洗面設備

28 洗面設備

29 洗面設備

30 洗面設備

31 洗面設備

32 洗面設備

33 洗面設備

34 洗面設備

35 洗面設備

36 洗面設備

37 洗面設備

38 洗面設備

39 洗面設備

40 洗面設備

41 洗面設備

42 洗面設備

43 洗面設備

44 洗面設備

45 洗面設備

46 洗面設備

47 洗面設備

48 洗面設備

49 洗面設備

50 洗面設備

51 洗面設備

52 洗面設備

53 洗面設備

54 洗面設備

55 洗面設備

56 洗面設備

57 洗面設備

58 洗面設備

59 洗面設備

60 洗面設備

61 洗面設備

62 洗面設備

63 洗面設備

64 洗面設備

65 洗面設備

66 洗面設備

67 洗面設備

68 洗面設備

69 洗面設備

70 洗面設備

71 洗面設備

72 洗面設備

73 洗面設備

74 洗面設備

75 洗面設備

76 洗面設備

77 洗面設備

78 洗面設備

79 洗面設備

80 洗面設備

81 洗面設備

82 洗面設備

83 洗面設備

84 洗面設備

85 洗面設備

86 洗面設備

87 洗面設備

88 洗面設備

89 洗面設備

90 洗面設備

91 洗面設備

92 洗面設備

93 洗面設備

94 洗面設備

95 洗面設備

96 洗面設備

97 洗面設備

98 洗面設備

99 洗面設備

100 洗面設備

凡例

記号	名称	仕様
	給水管	水道用硬質塩化ビニル内面被覆鋼管 SGP-VA
	給湯管	水道用耐熱性硬質塩化ビニル鋼管 SGP-HVA
	雑排水管	塩化ビニル管 VP JIS K 6741
	ガス管	上田ガス株式会社による責任施工
	仕切弁	水道直結部 JIS10K ・ その他 JIS5K 管端防食

機器表

記号	名称	設置場所		型式	仕様	台数	電動機						起動	備考
		階	室名				種類	容量	台数	相	電圧	極数		
WHG-1	追炊付ガス給湯器		洗面所	高効率タイプ(潜熱回収型) (給湯・追炊回路) 屋内壁掛 FF方式 上方給排気タイプ オートタイプ ガス種類:13A	20号 ガス消費量(同時:46.6KW 給湯:36.7KW おいだし:11.2KW) 台所リモコン・浴室リモコン リモコンケーブル10m×2 浴槽循環金具 おいだし樹脂配管セット(10φ×2) 100φ給排気延長管(2本管):4m 給排気筒トップ	1	HEATER.etc	150W	1	1	100			建設省告示第1388号対応の設置方法をとる

衛生器具表

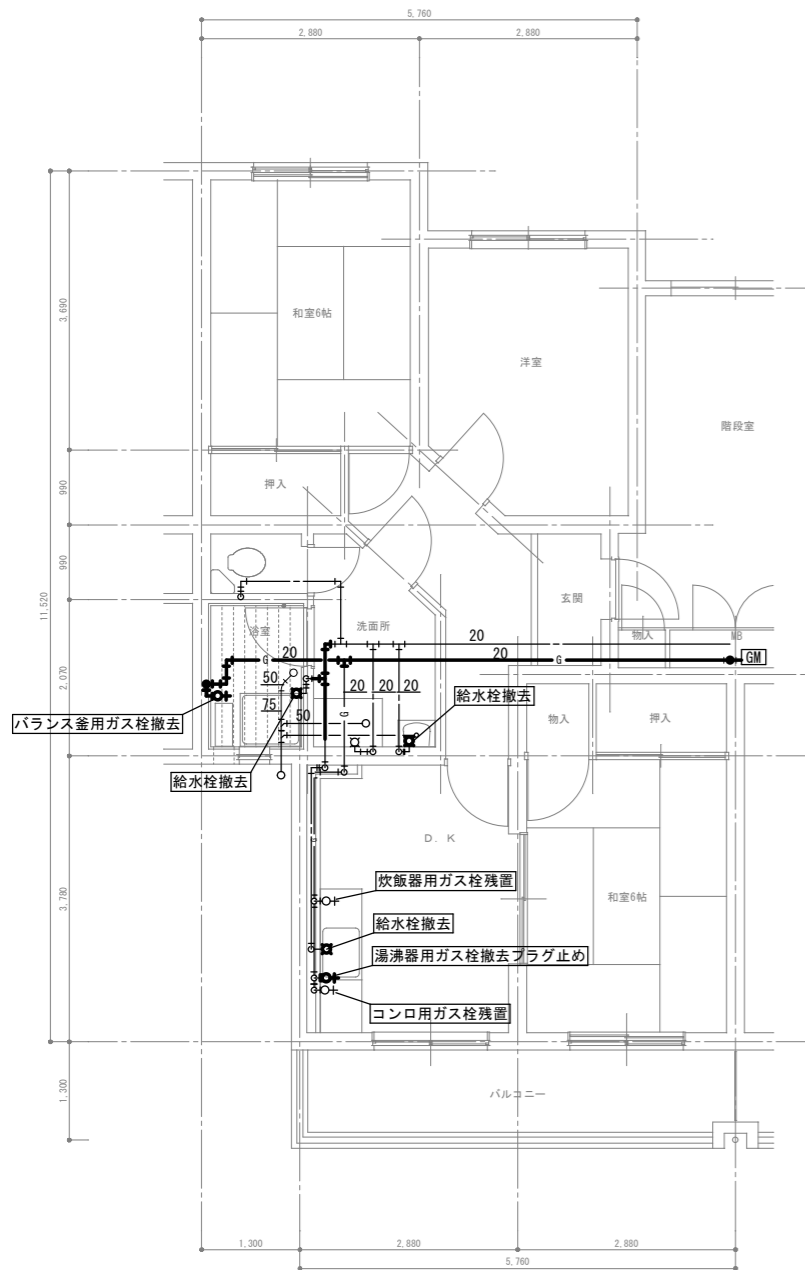
器具名	参考型番			付属品	室名	合計	台所	洗面	脱衣
	A社	B社	C社						
シングルレバー混合水栓	TKS05315J	SF-WM435SY				1	1		
シングルレバー混合水栓			192-332	スパウト:795-48-080		1		1	

**工事内容**

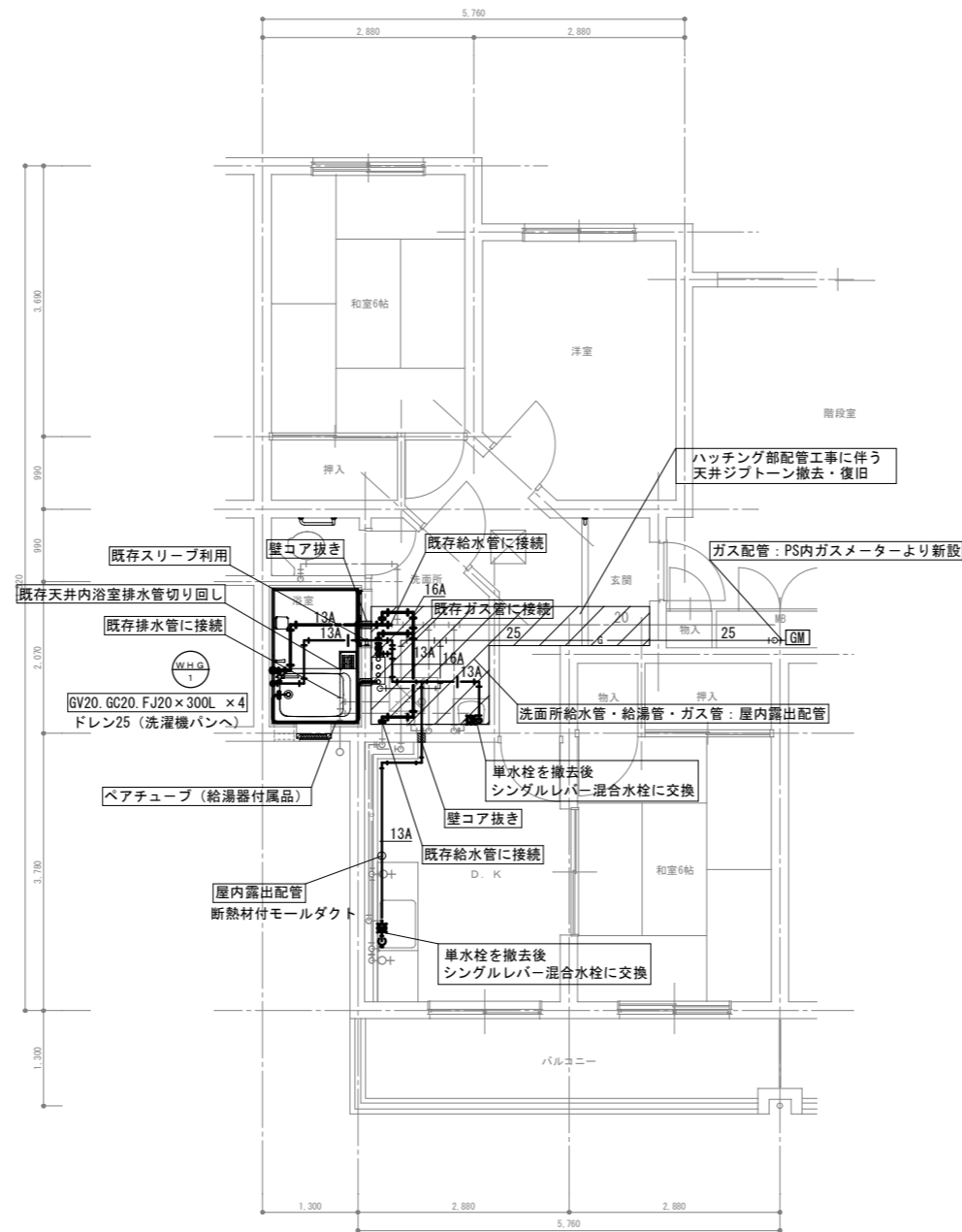
- ・太線の給水管・雑排水管・ガス管を撤去
- ・単水栓・ガス栓を撤去

**工事内容**

- ・太線の給水管・雑排水管・給湯管・ガス管は新設
- ・ガス給湯器を新設して洗面化粧台、浴室、台所に給湯配管を行う
- ・流し台・洗面化粧台に混合水栓を設置



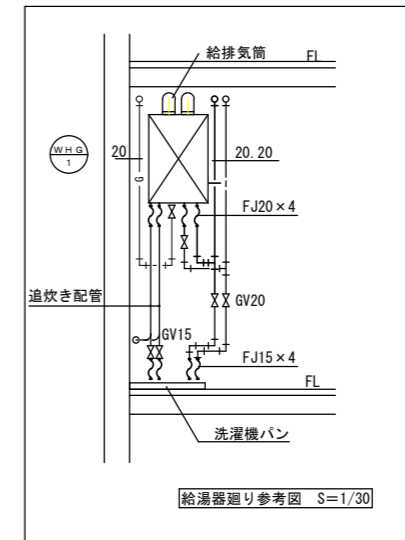
改修前 平面詳細図 S=1:50



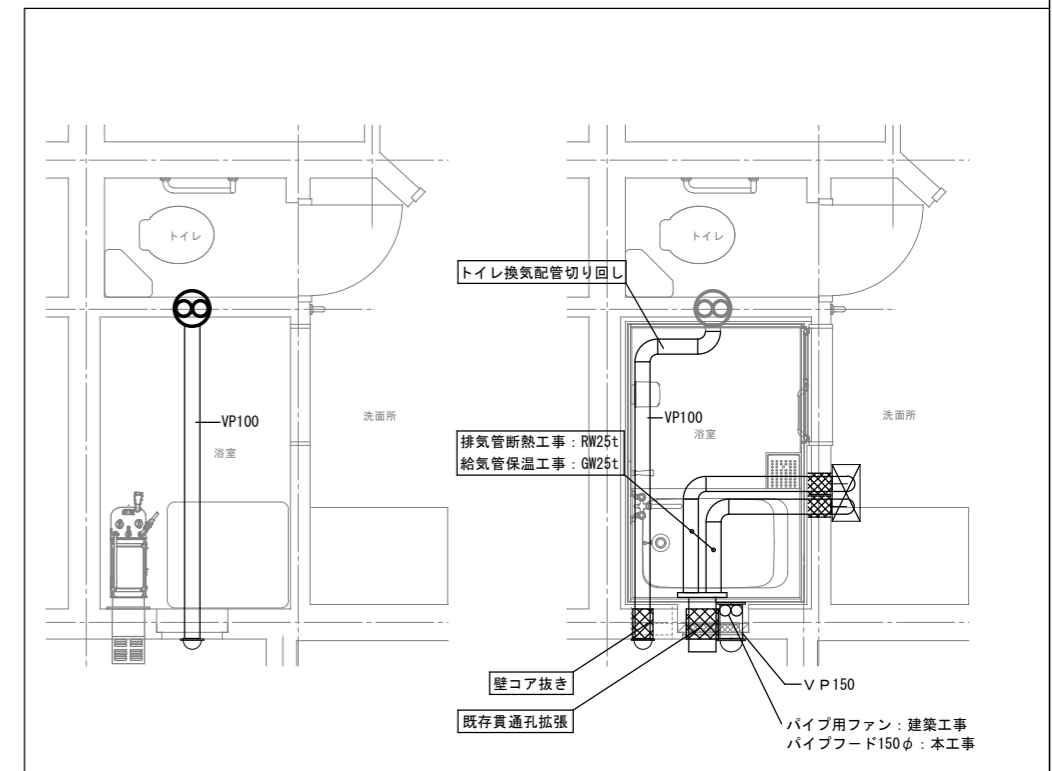
改修後 平面詳細図 (衛生) S=1:50

**留意事項**

- ・既存の壁及びスラブ等のコア抜きは鉄筋探査 (簡易探査) にてその位置を確定後施工すること



給湯器廻り参考図 S=1/30



改修前 平面詳細図 (換気) S=1:25

改修後 平面詳細図 (換気) S=1:25

**参考数量**

令和8年度 県営住宅(上田)

緑が丘団地M1棟バスリフォーム工事

内訳明細書

長野県住宅供給公社

1. 工 事 名 令和8年度 県営住宅(上田)  
緑が丘団地M1棟バスリフォーム工事
2. 工 事 場 所 上田市緑が丘
3. 工 事 概 要 ①ユニットバスの設置(梁・柱型の加工部材共)  
②ガス給湯器による3箇所給湯化(浴室、洗面、台所)  
③手すり設置(玄関、便所、浴室入口、浴室内部)  
④非常ブザー付きインターホン設置  
⑤便所コンセントの設置  
⑥その他附帯工事

RC造3・4階建：M1棟22戸のうち18戸の改修工事を行う。  
(うち空き家：3戸)

金 額 \_\_\_\_\_ 円

消 費 税 \_\_\_\_\_ 円

総 計 \_\_\_\_\_ 円



令和8年度 県営住宅（上田）緑が丘団地M1棟バスリフォーム工事

No.	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
I	浴室改修工事						
	(162タイプ一般住戸)	18戸					
A	建築工事						
-1	直接仮設工事						
①	【1階】	(改修対象住戸の下階になる対象住戸も含む)					
	養生(内部改修)	個別改修	27.6	m <sup>2</sup>			
	整理清掃後片付け		27.6	m <sup>2</sup>			
	1戸当り 計						
	A-1①計		12	戸			
②	【3階】						
	外部足場	手すり先行方式枠組本足場	22.0	m <sup>2</sup>			
	垂直養生	メッシュシート程度高さ10m未満 満存置1か月3F	11.0	m <sup>2</sup>			
	養生(内部改修)	個別改修	27.6	m <sup>2</sup>			
	整理清掃後片付け		27.6	m <sup>2</sup>			
	1戸当り 計						
	A-1②計		3	戸			
③	【4階】						
	外部足場	手すり先行方式枠組本足場	31.5	m <sup>2</sup>			
	垂直養生	メッシュシート程度高さ10m未満 満存置1か月4F	15.8	m <sup>2</sup>			
	養生(内部改修)	個別改修	27.6	m <sup>2</sup>			
	整理清掃後片付け		27.6	m <sup>2</sup>			
	1戸当り 計						
	A-1③計		3	戸			
	A-1①②③計						
-2	防水工事						
	シーリング	一般部シリコン系(SR-1)10×10	3.4	m			
	1戸当り 計						
	A-2 計		18戸	戸			

令和8年度 県営住宅（上田）緑が丘団地M1棟バスリフォーム工事

No.	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
-3	木工事						
	胴縁組	開口閉塞部	0.4	m <sup>2</sup>			
	開口枠	180×25スプルー程度材工共	4.3	m			
	〃	樹脂製 材工共	0.7	m			
	1戸当り 計						
	A-3 計		18	戸			
-4	内装工事						
	壁けい酸カルシウム板張り	タイプ2(ノンアス)0.8FK厚6鋼製、木、ボード'下地張り--	0.4	m <sup>2</sup>			
	合板張り	ラワン合板(1類)完全耐水ベニヤ t=12	0.4	m <sup>2</sup>			
	壁合板・ボード撤去	二重張り一般集積共	0.4	m <sup>2</sup>			
	押出法ポリスチレンフォーム断熱材	JISA95213種bアスキン層付厚50	0.4	m <sup>2</sup>			
	1戸当り 計						
	A-4 計		18	戸			
-5	塗装工事						
	CL塗り(糸幅300mm以下)(H31年仕様)	木部工程B種素地B種	4.3	m			
	1戸当り 計						
	A-5 計		18	戸			
-6	ユニット工事						
	ユニットバス	特寸折戸、浴槽、鏡、混合水栓、シャワー、照明、手摺、天井点検口、壁付	1.0	台			
	手摺	樹脂製I型 φ 32L=600	2.0	か所			
	〃	樹脂製L型 φ 32600×600	1.0	か所			
	1戸当り 計						
	A-6 計		18	戸			
-7	撤去工事						
	アルミ建具撤去	片開きドアH1800×W700枠共 ガラス共	1.0	か所			
	〃	内倒し窓H600×W400枠共 ガラス共	1.0	か所			

令和8年度 県営住宅（上田）緑が丘団地M1棟バスリフォーム工事

No.	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	浴槽撤去	ステンレス製W800×D700×H650	1.0	か所			
	バランス釜撤去	8.5号程度	1.0	か所			
	湯沸器取付金具撤去	既製品金属製	1.0	か所			
	流し台前キッチンパネル撤去		1.0	か所			
	天井仕上撤去	バスリブ	2.2	m <sup>2</sup>			
	天井下地撤去	LGS	2.2	m <sup>2</sup>			
	撤去材集積費		1.0	式			
	撤去材運搬費		1.0	式			
	撤去材処分費		1.0	式			
	1戸当り 計						
	A-7 計		18	戸			
	A 計						
B	電気設備工事						
-1	コンセント分岐工事						
	既設分電盤改修	MCCB1P30/20AT×1増設	1.0	か所			
	コンセント(金属プレート付)	連用形2P15A×2(接地極×2接地端子×1付一体形)125V	2.0	個			
	タンプラススイッチ(金属プレート付)	1P15A×1ネーム付PL×1	1.0	個			
	600V耐燃性ポリエチレン絶縁電線(EM-IE)	1.6mm	7.0	m			
	600Vポリエチレン絶縁耐燃性ポリエチレンシースケーブル平形EM-EEF	1.6mm-2C木造サドル・木造ステープル	2.0	m			
	〃	1.6mm-3C管内	2.0	m			
	〃	1.6mm-3C木造サドル・木造ステープル	1.0	m			
	〃	2.0mm-3Cころがし	7.0	m			
	1種金属線び(MM1)	A型25.4mm×11.5mm	2.0	m			
	1種金属線び(MM1)附属品	A型	1.0	式			
	合成樹脂製アウトレットボックス(カバー付)	中四角浅型D44	2.0	個			
	プランクプレート	新金1ヶ用	2.0	枚			
	機械はつり(ダイヤモンドカッターによる配管用貫通口)	150mm32mm	1.0	か所			
	鉄筋探査		1.0	か所			
	給湯器リモコン取付費		2.0	個			

令和8年度 県営住宅（上田）緑が丘団地M1棟バスリフォーム工事

No.	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	給湯器リモコンケーブル取付費	AE0.9-3C管内相当	8.0	m			
	”	AE0.9-3Cステーブル相当	3.0	m			
	1戸当り 計						
	B-1 計		18	戸			
-2	誘導支援設備工事						
	セキュリティドアホン		1.0	個			
	玄関子機		1.0	個			
	600V耐燃性ポリエチレン絶縁電線 (EM-IE)	1.6mm	2.0	m			
	EM-AEケーブル	0.9mm-3C管内	5.0	m			
	1種金属線び(MM1)	A型25.4mm×11.5mm	1.0	m			
	1種金属線び(MM1)附属品	A型	1.0	式			
	腰高プレート	1ヶ用	1.0	個			
	ブランクプレート	新金1ヶ用	1.0	枚			
	1戸当り 計						
	B-2 計		18	戸			
-3	撤去工事						
	600V絶縁電線撤去	1.6mm×1本再使用しない	23.0	m			
	白熱灯器具撤去	シーリングライト再使用しない	1.0	個			
	埋込コンセント(金属プレート共)	連用形2P15A×2125V	1.0	個			
	タンブラスイッチ(金属プレート付) 撤去	1P15A×1ネーム無--再利用しない	1.0	個			
	玄関チャイム撤去	再利用しない	1.0	個			
	玄関押しボタン撤去	再利用しない	1.0	個			
	運搬費		1.0	式			
	発生材処理費	安定型混合廃棄物	0.1	m3			
	1戸当り 計						
	B-3 計		18	戸			
	B 計						

令和8年度 県営住宅（上田）緑が丘団地M1棟バスリフォーム工事

No.	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
C	機械設備工事						
-1	衛生器具設備						
	シングルレバー混合水栓	台所	1.0	個			
	〃	洗面	1.0	個			
	1戸当り 計						
	C-1 計		18	戸			
-2	給水設備						
	給水・塩ビライニング鋼管 (SGP-VA)	ねじ接合屋内専用配管20A	1.5	m			
	仕切弁(管端防食コア)	5K(ねじ・給水用)20A	2.0	個			
	フレキシブルジョイント	ペローズ形20A	1.0	個			
	〃	ペローズ形15A	1.0	個			
	給水・消火管保温	ポリスチレン天井・PS内・アルミガラス 20A	2.0	m			
	〃	ポリスチレン屋内露出・アルミガラス 20A	2.0	m			
	ポリブデン管	保温付13A	8.0	m			
	〃	保温付16A	3.0	m			
	ポリブデン管継手類	13A 16A	1.0	式			
	モールダクト	断熱材付 RM-20M	2.0	m			
	モールダクト付属品	継手カバー、化粧カバー	1.0	式			
	機械はつり(ダイヤモンドカッター による配管用貫通口)	100～150mm100mm	1.0	か所			
	鉄筋探査		1.0	か所			
	既存管接続工事		1.0	式			
	1戸当り 計						
	C-2 計		18	戸			
-3	給湯設備						
	追炊付ガス給湯器	20号FF式屋内壁掛型ガスふろ 給湯器	1.0	台			
	給湯・耐熱性硬質塩ビライ ニング鋼管(SGP-HVA)	ねじ接合屋内専用配管20A	1.5	m			
	〃	ねじ接合屋内専用配管15A	2.5	m			
	フレキシブルジョイント	ペローズ形20A	3.0	個			
	〃	ペローズ形15A	3.0	個			

令和8年度 県営住宅（上田）緑が丘団地M1棟バスリフォーム工事

No.	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	給湯管保温	ロックウール屋内露出・アルミガラス 20A	2.0	m			
	機械はつり(ダイヤモンドカッター による配管用貫通口)	100～150mm100mm	2.0	か所			
	〃	100～180mm210mm	4.0	か所			
	鉄筋探査		6.0	か所			
	仕切弁(管端防食コア)	5K(ねじ・給湯水抜用)20A	1.0	個			
	追炊き管用払いバルブ	15A	2.0	個			
	追炊き用ペアチューブ	保温付	3.0	m			
	ポリブデン管	保温付13A	15.0	m			
	〃	保温付16A	3.0	m			
	ポリブデン管継手類	13A 16A	1.0	式			
	モールダクト	断熱材付 RM-20M	2.0	m			
	〃	断熱材付 RM-25M	1.5	m			
	モールダクト付属品	継手カバー、化粧カバー	1.0	式			
	ガス給湯器ドレン管	継ぎ手類・支持金物含む (室内側PVC-16部分含む)	1.0	m			
	スパイラルダクト保温(32K)	グラスウール屋内露出カラー亜鉛鉄板 100mm保温厚50	1.0	m			
	〃	グラスウール屋内隠ぺい,ダクトシャフト内 アルミガラスクロス100mm保温厚25	2.8	m			
	スパイラルダクト保温(40K)	ロックウール屋内露出カラー亜鉛鉄板 100mm保温厚50	1.0	m			
	〃	ロックウール屋内隠ぺい,ダクトシャフト内ア ルミガラスクロス100mm保温厚25	2.8	m			
	1戸当り 計						
	C-3 計		18	戸			
-4	排水設備						
	排水・硬質ポリ塩化ビニル 管(VP)	屋内専用配管 50A	2.0	m			
	既存管接続工事		1.0	式			
	1戸当り 計						
	C-4 計		18	戸			
-5	ガス設備						
	フレキ配管基本工事		1.0	式			
	撤去基本工事		1.0	式			
	撤去(非埋設分)		10.0	m			

令和8年度 県営住宅（上田）緑が丘団地M1棟バスリフォーム工事

No.	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	白ガス管	25A	1.0	m			
	フレキ管	20A	7.0	m			
	〃	25A	8.0	m			
	フレキUねじガス栓	20A	1.0	個			
	フレキ分岐チーズ		1.0	個			
	フレキ末端キャップ		1.0	個			
	検圧プラグ		1.0	個			
	絶縁ソケット	20A	1.0	個			
	既設解体撤去処分		1.0	か所			
	ケイカル板加工復旧		1.0	か所			
	点検口取付	□450 補強工事とも	1.0	か所			
	塗装復旧		1.0	か所			
	ジプトーン点検口取付		1.0	か所			
	化粧石膏ボード撤去・復旧	天井 配管工事部分	1.0	式			
	1戸当り 計						
	C-5 計		18	戸			
-6	換気設備						
	換気・硬質ホリ 塩化ビニル管(VP)	単管路型(継手別途) 屋内配管 150A	1.0	m			
	ベントキャップ 取付費	150mm	1.0	個			
	ベントキャップ	150mm フード付	1.0	個			
	既設トイレ排気管移設		1.0	ヶ所			
	1戸当り 計						
	C-6 計		18	戸			
-7	撤去工事						
	瞬間湯沸し器撤去	5号再使用しない	1.0	台			
	給水栓撤去		3.0	個			
	ガス栓撤去		2.0	個			
	鋼管積込運搬処分	20A	7.0	m			
	塩化ビニル管積込運搬処分	50A	2.0	m			

令和8年度 県営住宅（上田）緑が丘団地M1棟バスリフォーム工事

No.	名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	1戸当り 計						
			18	戸			
	瞬間湯沸し器撤去控除		3.0	台			
	C-7 計						
	C 計						
II	共通費						
A	共通仮設費						
	準備費	敷地整理、その他の準備に要する費用	1.0	式			
	仮設建物費	仮設トイレ等	1.0	式			
	工事施設費	場内通信設備等の工事用施設に要する費用	1.0	式			
	環境安全費	安全標識、隣接物等の養生及び補修復旧に要する費用	1.0	式			
	動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等	1.0	式			
	整理清掃費	屋外及び敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う屋外発生材処分等に要する費用	1.0	式			
	機械器具費	測量機器、雑機械器具に要する費用	1.0	式			
	その他	試験費、提出物等の上記に含まれない項目に要する費用	1.0	式			
					率仮設費 計		
	(積上げ仮設費)						
		18戸のうち入居住戸15戸					
	風呂使用(入居者用)	工事中、入居者世帯数×1日程度の空家風呂使用(水道光熱費)	1.0	式			
	小運搬割増費	資材・撤去材場内小運搬人力	1.0	式			
	1戸当り 計						
	計		15	戸			
	II 計						

# 現場説明書

長野県住宅供給公社

## 1 総則

- (1) 本現場説明書は、「公共住宅建設工事共通仕様書」及び「公共建築工事標準仕様書」に定める施工条件に関する特記事項として適用すること。
- (2) 本工事は、別冊設計図書、特記仕様書、現場説明書、質問回答書及び監督員の指示に基づき施工すること。
- (3) 設計図書に明示されていない事項であっても、工事完成に必要な軽微な事項については、受注者の責任において施工すること。
- (4) 受注者は、関係法令、条例及び関係機関の指導等を遵守し、適正に施工すること。

## 2 工程関係

### (1) 施工時間

- ア 作業時間は、原則として午前8時から午後5時までとすること。
- イ 早朝、夜間及び休日に騒音・振動を伴う作業を行わないこと。ただし、工程上やむを得ず実施する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受けること。
- ウ 資材搬入、搬出及び工事車両の出入りについては、周辺交通、居住者、施設利用者等に配慮した時間帯とすること。

### (2) 多様な働き方

- ア 本工事は、労働基準法の時間外労働規制を踏まえ、週休2日を前提として工期を設定している。受注者は、施工条件等を踏まえ、以下の⑦～⑨のいずれかを満たすよう努めること。ただし、⑦～⑨によることが困難な場合は、施工期間、施工時間等について監督員と協議すること。
  - ⑦ 対象期間の全ての週において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所日とし週ごとに2日以上以上の現場閉所を行うこと。
  - ⑧ 対象期間の全ての月ごとに現場閉所率28.5%(8日/28日)以上となるよう努めること。
  - ⑨ 対象期間全体において現場閉所率28.5%以上となるよう努めること。

### イ 共通事項は次によること。

- ⑦ 「対象期間」とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。ただし、年末年始休暇、夏季休暇、工場製作期間、工事一時中止期間その他発注者が対象外と認めた期間は含まない。
- ⑧ 「現場閉所」とは、巡回パトロール等現場管理上必要な作業を除き、現場事務所作業を含めて終日現場作業を行わない状態をいう。
- ⑨ 降雨、降雪、猛暑等により終日現場作業を実施できない場合についても、現場閉所として取り扱うことができる。

ウ 受注者は、工事着手前に現場閉所予定日を記載した実施工程表を監督員に提出し、承諾を受けること。

エ 工程変更が生じた場合は、その都度修正工程表を監督員に提出し、承諾を受けること。

### (3) 関連工事

ア 本工事に関連する別途発注工事及び近接工事がある場合は、受注者間で工程調整を行い、円

滑な施工に努めること。

### 3 安全対策及び近隣対応関係

#### (1) 安全管理

ア 受注者は、工事期間中、工事災害、公害及び事故防止に努めるとともに、下請業者を含め安全管理を徹底すること。

イ 現場内外の安全対策については、関係法令に基づき適切に実施すること。

#### (2) 近隣対応

ア 受注者は、居住者、施設利用者及び近隣住民に対し、工事内容、施工期間、騒音作業予定等について必要な周知を行い、理解と協力を得るよう努めること。

イ 居住中又は施設運営中の施工がある場合には、原則として関係者の立会いのもとに実施し、居住者、施設利用者等の安全及び生活環境に十分配慮すること。

ウ 執務並行又は居住並行による施工となる場合は、作業時間、騒音作業日、搬入動線、養生範囲等について、監督員と協議すること。

エ 工事に伴う騒音、振動、粉じん、臭気、資材片飛散等による被害を防止するため、必要な措置を講じること。

オ 工事用車両については、道路関係法令を遵守し、周辺交通及び歩行者の安全確保に努めること。

カ 工事に伴う苦情、事故又は紛争が発生した場合は、速やかに監督員へ報告し、受注者の責任において適切に対応すること。

#### (3) 交通誘導及び安全施設

ア 工事内容に応じ、必要な交通誘導警備員、保安施設、養生等を設置すること。

イ 交通誘導業務を委託する場合は、警備業法に基づく認定業者とすること。

#### (4) 近隣家屋調査

ア 監督員が必要と認めた場合は、着工前に近隣家屋等の現況調査を行い、写真その他記録を提出すること。

### 4 仮設及び工事用設備関係

#### (1) 仮設物

ア 受注者は、工事内容に応じ必要な仮囲い、仮設間仕切り、その他仮設物を設置し、適切に維持管理を行うこと。

イ 仮設物の仕様、設置位置及び設置期間については、施工計画書に明記し、監督員の承諾を受けること。また、指定仮設がある場合にはその指示に従うこと。

ウ 共用部分の使用制限、エレベーター、駐車場の使用等については、施設管理者等と調整を行うこと。

#### (2) 工事用電力等

ア 工事用電力、用水、通信設備等については、受注者の負担により関係機関と協議のうえ使用すること。

イ 分離発注工事がある場合は、建築主体工事受注者が関係受注者間の調整を行うこと。

#### (3) 監督員事務所等

- ア 監督員事務所を設置する場合は、規模、備品及び設置場所について監督員と協議すること。
- イ 必要に応じ、監督員、居住者及び施設利用者用駐車場を確保すること。

#### (4) 工事用道路

- ア 工事用道路は、道路管理者等と協議のうえ使用すること。
- イ 工事用道路の維持管理は受注者の責任において行い、損傷等が生じた場合は速やかに復旧すること。

### 5 施工関係

#### (1) 施工計画書

- ア 受注者は、工事着手前に施工計画書を提出し、監督員の承諾を受けること。
- イ 施工計画書には、工程、安全管理、仮設計画、施工方法、品質管理、建設副産物処理計画等を記載すること。

#### (2) 品質管理

- ア 受注者は、自主検査を実施し、必要に応じ監督員の立会検査を受けること。
- イ 配筋、躯体、防水、隠蔽部、その他重要工程等については、監督員の確認を受けた後、次工程へ進むこと。
- ウ 施工図、試作品、モックアップ等について監督員の指示がある場合は、これを作成し、監督員の承諾を受けること。
- エ 解体撤去を行う工事において、設計図書に示されていない隠蔽部の不具合、アスベスト等が確認された場合は、速やかに監督員へ報告し、協議すること。

### 6 建設副産物関係

- (1) 建設副産物の処理については、関係法令及び「建設副産物適正処理推進要綱」等を遵守すること。
- (2) 施工計画書、実施報告書等について、監督員の指示により提出すること。なお、産業廃棄物、特別管理産業廃棄物の処理を委託した場合は、これを証する資料（マニフェストA票、B2票、D票及びE票）を常備・保管すること。
- (3) 再生資源利用促進計画等の作成対象工事にあつては、必要書類を提出し、適切に実施すること。

### 7 保険関係

- (1) 受注者は、建設工事請負契約書第56条の規定に基づき、工事目的物、工事材料（支給材料を含む。）及び仮設物等について、火災保険、建設工事保険その他必要な保険に加入すること。
- (2) 受注者は、工事期間中における労働災害及び第三者への損害等に備え、法定外労災補償保険その他必要に応じた保険に加入すること。
- (3) 保険期間は、原則として契約日から引渡し完了日までとし、保険金額は請負金額以上を基本とする。なお、請負契約金額の変更があつた場合は、速やかに変更手続きを行うものとする。
- (4) 受注者は、保険契約を締結したときは、保険証券又はこれに代わるものの写しを速やかに監督員へ提出すること。なお、年間契約等により包括的に加入している建設工事保険については、当該工事が保険対象であることを証する保険付保証明書その他これに類する書類を提出すること。

## 8 情報共有・業務効率化

- (1) 受発注者は、円滑かつ効率的な工事執行に努め、適切な工程管理及び情報共有を行うこと。
- (2) 協議、提出書類等については、速やかな対応に努めること。

## 9 工事写真

- (1) 工事写真は、工事着手前、施工中、完成時及び監督員が必要と認める箇所について撮影すること。
- (2) 隠蔽部分その他後日確認が困難となる箇所については、重点的に撮影すること。
- (3) 工事写真は、工事名、撮影内容、撮影日等を整理のうえ提出すること。

## 10 その他

- (1) 設計図書に関する疑義が生じた場合は、監督員と協議すること。
- (2) 本現場説明書に定めのない事項については、「公共住宅建設工事共通仕様書」、「公共建築工事標準仕様書」、関係法令等によること。
- (3) 工事に係る手続きについて必要な協力を行うこと。
- (4) 工事表示板その他法令等に基づく掲示物を設置すること。
- (5) 電子データは、施工図、完成図、完成写真その他監督員が指示する資料をCD-R又はDVD-Rに保存し、2部（事業主体用1部、公社用1部）提出すること。なお、媒体のラベル面には、工事名、契約工期、受注者名及びウイルスチェックに関する情報を記載すること。

## 11 特記事項

- (1) 特記事項は、以下のとおりとすること。

--